

泊村耐震改修促進計画



平成21年 3 月

泊 村

泊村耐震改修促進計画

目 次

序．耐震改修促進の目的と方法	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 対象区域・対象建築物	2
(4) 計画期間	2
(5) 策定体制	2
1．泊村の耐震化の背景	3
1－1．泊村の概要	3
(1) 人口、世帯の動向	3
(2) 住宅の着工状況	4
1－2．想定される地震と被害予測	5
(1) これまでの地震被害	5
(2) 想定される地震	6
(3) 被害予測	9
2．泊村の耐震化の現況	14
2－1．住宅・建築物の現況	14
2－2．特定建築物（多数利用建築物）の現況	15
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現況	16
2－3．村が所有する公共建築物の耐震化の現況	17
(1) 村が所有する公共建築物	17
(2) 村が所有する多数利用建築物、避難施設	18
3．耐震改修促進のための課題	20
4．耐震化の目標	21
(1) 住宅の耐震化の目標	22
(2) 村が所有する公共建築物の耐震化の目標	23
5．施策の展開方向	24
5－1．耐震診断・改修促進に向けた環境整備	25
(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備	25
(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実	25
(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援	25
(4) 地震時に通行を確保すべき道路の指定	26
(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の実施	28

5-2. 村民への啓発・知識の普及	29
（1）地震防災マップの作成・公表	29
（2）住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布	29
（3）一般向けセミナー等の紹介	30
（4）地域会との連携	30
5-3. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上	31
（1）性能向上リフォームの推進	31
（2）耐震診断・改修技術等講習会の紹介	31
（3）リフォーム推進協議会との連携	31
5-4. 所管行政庁との連携	32
（1）耐震改修促進法に基づく指導等	32
（2）建築基準法による勧告または命令	33
（3）「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」との連携	33
6. 計画の推進に向けて	34
（1）行政と地域会等の住民との協働による村民意識の啓発	34
（2）住宅の耐震改修費用の助成制度の推進	34
（3）行政と関係団体などが連携した、技術者の技術力向上	35

泊村耐震改修促進計画 資料編	目 次
資料1 泊村の人口、世帯の動向	資料-1
（1）人口、世帯	資料-1
（2）災害で避難の困難な方	資料-3
（3）住宅戸数	資料-5
資料2 関連計画	資料-9
（1）耐震関係規定の変遷	資料-9
（2）上位計画	資料-10
（3）村の関連計画	資料-12
資料3 泊村の建築物の状況	資料-13
（1）民間の住宅・建築物の状況	資料-13
（2）泊村の住宅の状況（民間＋公共）	資料-14
資料4 特定建築物について	資料-15
（1）多数の者が利用する建築物	資料-16
（2）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	資料-17
（3）地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	資料-18

序 耐震改修促進の目的と方法

（１）計画の目的

泊村耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、泊村において大規模地震が発生した場合に備え、「建築物の耐震改修の促進に関する法律※」に基づき、泊村に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進することにより、泊村の「安全・安心のある暮らしの実現」を目指すことを目的とします。

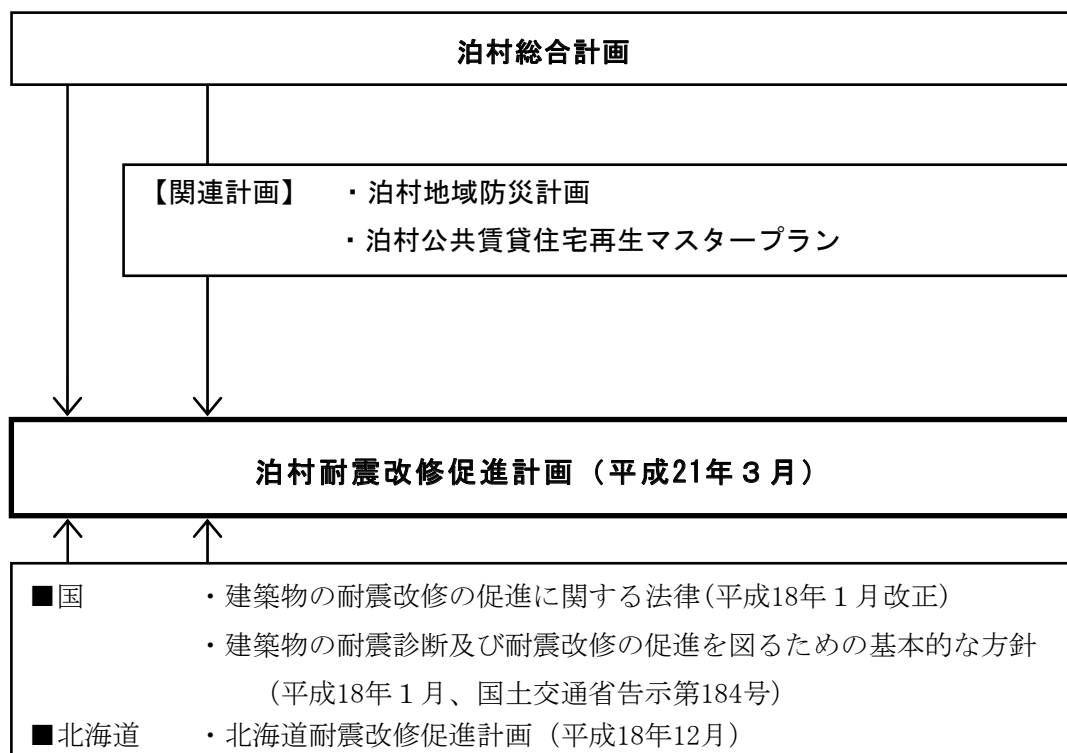
※ 以下、耐震改修促進法と略称で記す。

（２）計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法（第5条7項）に基づく計画です。

計画策定にあたっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）、北海道耐震改修促進計画（法定計画）を踏まえると共に、泊村総合計画、泊村地域防災計画など、泊村の上位計画、関連計画と整合を図り、定めます。

図 計画の位置づけ



（３）対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、泊村の行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）の適用以前に建てられた既存の住宅・建築物とします。

（４）計画期間

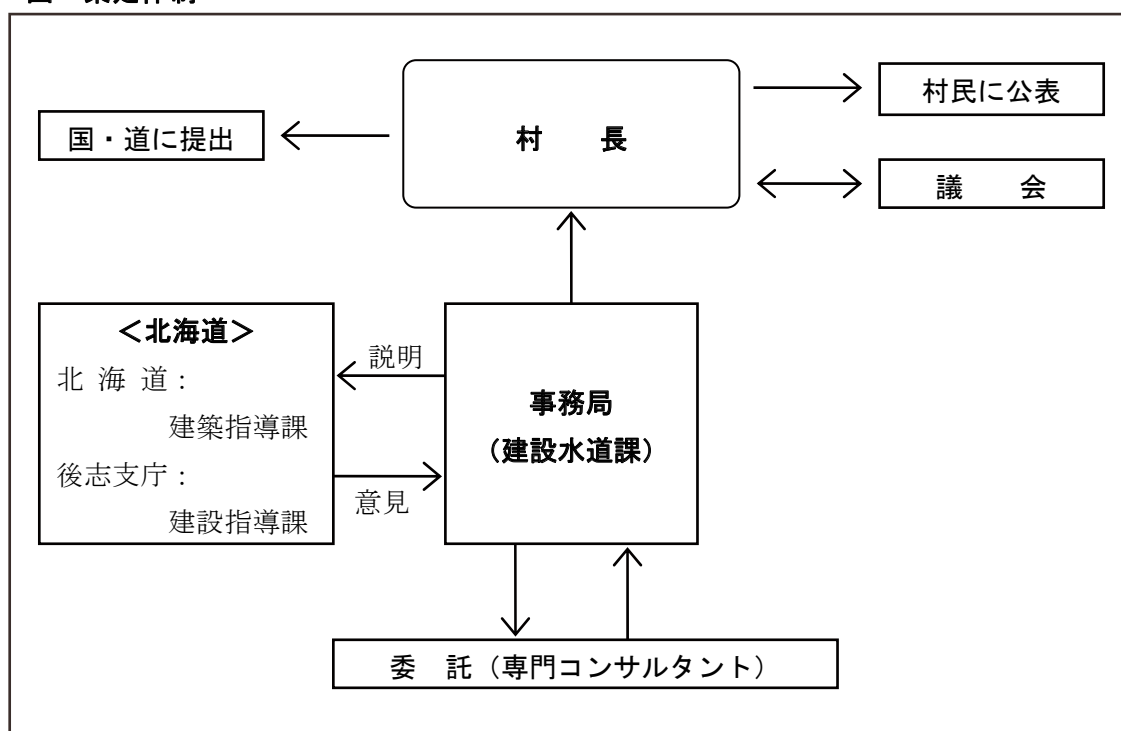
計画期間は、平成21年度から27年度末までの7ヶ年とします。

なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うものとします。

（５）策定体制

本計画は、建設水道課で素案を作成し、庁内関係課の了承を経て策定します。策定体制は以下のとおりです。

図 策定体制



1 泊村の耐震化の背景

1-1. 泊村の概要

(1) 人口、世帯の動向

泊村の人口は、国勢調査でみると、平成17年に2,185人です。昭和45年では3,377人でしたので、この35年で1,192人（0.65倍）の減少となっています。

住民基本台帳でみると、平成20年9月末の人口は2,028人となっています。

人口は平成7年以降、2,100人前後の横ばい傾向となっています。

世帯数をみると、平成17年の国勢調査では1,036世帯（内、一般世帯856世帯、施設等の世帯180世帯）です。施設等を除いた世帯数は昭和45年以降、900世帯前後の横ばい状態です。

平成20年9月末の住民基本台帳による世帯数は1,014世帯です。

また、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせた65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯は、全世帯の29.9%を占めており、3世帯に1世帯の割合で、65歳以上の高齢者のみの世帯が存在します。高齢者がいる世帯や、高齢者のみで構成される世帯は、年々増え続けており、今後も増加すると思われます。

※高齢者世帯については、資料1（2）「災害で避難の困難な方」参照

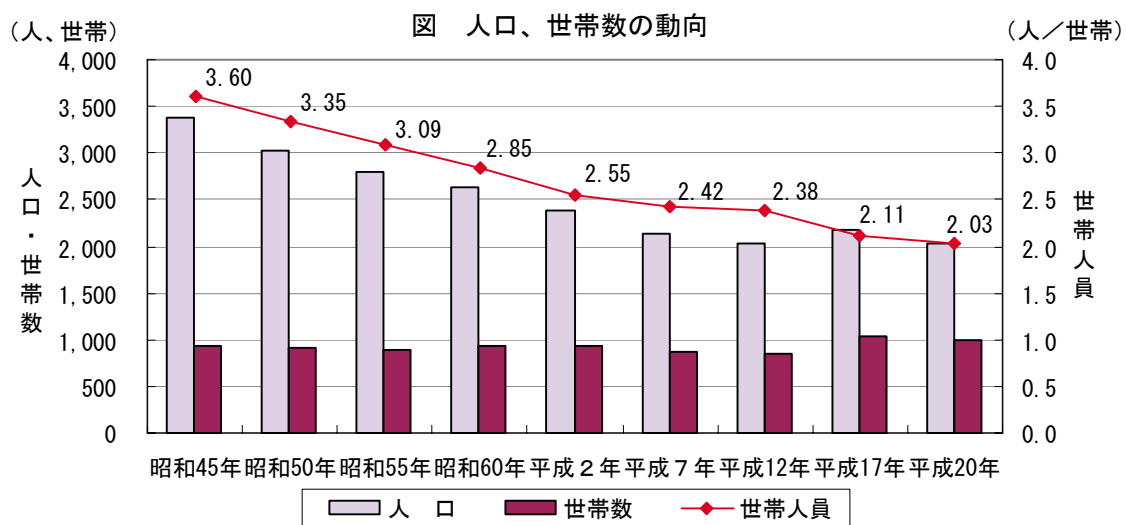


表 泊村の人口、世帯数の推移

	人 口 (人)	世帯数 (世帯)		世帯人員 (人/世帯)
		総世帯数	内、施設等	
昭和45年	3,377	937	-	3.60
昭和50年	3,031	906	-	3.35
昭和55年	2,788	901	1	3.09
昭和60年	2,640	927	34	2.85
平成2年	2,376	933	5	2.55
平成7年	2,128	880	4	2.42
平成12年	2,040	857	5	2.38
平成17年	2,185	1,036	180	2.11
平成20年	2,028	998	-	2.03

※ 平成17年まで国勢調査（各年10月1日）

※ 平成20年のみ住民基本台帳（9月末）

1. 泊村の耐震化の背景

(2) 住宅の着工状況

① 昭和57年以降建設の住宅戸数

世帯数と着工統計の動向からの推計では、昭和57年以降に建設され、建築基準法の耐震基準に適合している住宅の戸数は、平成20年度では250戸（全住宅戸数の25.1%）程度と想定されます。

表 住宅数（一般住宅＋共同住宅）の動向

単位：世帯，％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総 数	878	851	839	799	780	821	998
新築	－	30	28	35	61	78	24
解体・空戸	－	57	40	75	80	37	-153
昭和55年以前	878	821	781	706	626	589	742
昭和56年以前	878	827	787	712	632	595	748
昭和57年以降	0	24	52	87	148	226	250
昭和57年以降率	0.0	2.8	6.2	10.9	19.0	27.5	25.1

※：一般住宅(戸建て)と共同住宅の合計

※住宅の所有住宅関係別世帯数、住宅着工統計調査の詳細は、資料1(3)「住宅戸数」参照

② ふるさと定住促進条例 助成金実績内訳

平成10年以降、泊村では、新築住宅に対して助成していることから、村内で新築される住宅は助成を受けています（住宅新築等奨励金）。

そこで、奨励金の実績を平成10年から平成20年まで把握すると、新築住宅は48件、年4.3件の新築件数となります。

民間の共同住宅の建設は、泊原子力発電所の所員用の住宅に限られ、近年は建設されていません。

廃屋解体助成金の利用状況をみると、年平均1.6件程度です。

表 ふるさと定住促進条例 各種祝金・助成金実績内訳

単位：件

種 別	住宅新築等奨励金			廃屋解体 助成金
	新 築	改 修	中古住宅購入	
平成10年度	5	22	－	－
平成11年度	6	19	－	－
平成12年度	7	19	－	2
平成13年度	4	25	－	3
平成14年度	2	29	－	3
平成15年度	4	18	－	－
平成16年度	5	25	－	1
平成17年度	4	17	2	1
平成18年度	4	20	1	1
平成19年度	4	16	1	1
平成20年度	3	15	－	1
総 計	48	225	4	13

1-2. 想定される地震と被害予測

(1) これまでの地震被害

これまでに泊村で震度3以上を記録した主な地震は以下のとおりです。

過去にあった被害の大きな地震は、1933年（昭和8年）の昭和三陸地震津波、1993年（平成5年）の北海道南西沖地震です。泊村周辺の古平、岩内で震度5が観測され、日本海に面していることから、津波による被害も受けました。

表 泊村及び周辺の主な地震歴

年月日	地震の名称／規模		震度／観測地点
1926年9月5日0時	十勝沖の地震	M6.8	3：古平、岩内
1931年2月17日3時	日高支庁中部の地震	M6.8	3：古平、岩内
1931年3月9日12時	青森県東方沖の地震	M7.6	3：古平、岩内
1933年3月3日2時	昭和三陸地震津波	M8.1	5：古平 3：岩内
1940年8月2日0時	北海道北西沖の地震	M7.5	4：岩内、神恵内
1947年11月4日9時	北海道西方沖の地震	M6.7	3：神恵内
1952年3月4日10時	釧路沖の地震	M8.2	4：赤井川 3：神威、岩内
1959年11月8日22時	北海道西方沖の地震	M6.2	3：岩内、積丹岬 2：神恵内
1968年5月16日9時	十勝沖地震	M7.9	4：神恵内、岩内
1981年1月23日13時	日高支庁西部の地震	M7.1	4：小樽 3：倶知安
1982年3月21日11時	浦河沖地震	M7.1	4：小樽、倶知安
1993年1月15日20時	釧路沖地震	M7.8	4：小樽 3：倶知安
1993年7月12日22時	北海道南西沖地震	M7.8	5：小樽、古平、岩内 ※津波による大きな被害
1994年10月4日22時	北海道東方沖地震	M8.1	3：小樽
2003年9月26日4時	十勝沖地震	M8.0	3：積丹、共和、岩内
2004年11月29日	釧路沖地震	M7.1	
2004年12月6日	釧路沖地震	M6.9	
2004年12月14日	留萌支庁南部	M6.1	
2005年1月18日	釧路沖地震	M6.4	
2008年9月11日	十勝沖地震	M7.1	(最大震度5弱)

資料：泊村地域防災計画、北海道の地震活動（平成12年3月/札幌管区気象台）、ホームページなど参照

(2) 想定される地震

① 想定地震の概要

地震動、被害想定は、北海道（北方建築総合研究所）が提供する資料に準拠します。

想定される地震は、海溝型の地震が主である北海道及び中央防災会議による想定地震と、内陸型の地震が主である地震調査研究推進本部による想定地震があります。

また、過去の事例や、防災上の観点から、マグニチュード6台の最大である6.9を想定した全国どこでも起こりうる直下の地震(内閣府)に基づく、3種の地震について、各地震動による地震を想定し、「揺れやすさマップ」を作成します。

図 北海道及び中央防災会議の想定地震の位置（海溝型の地震）

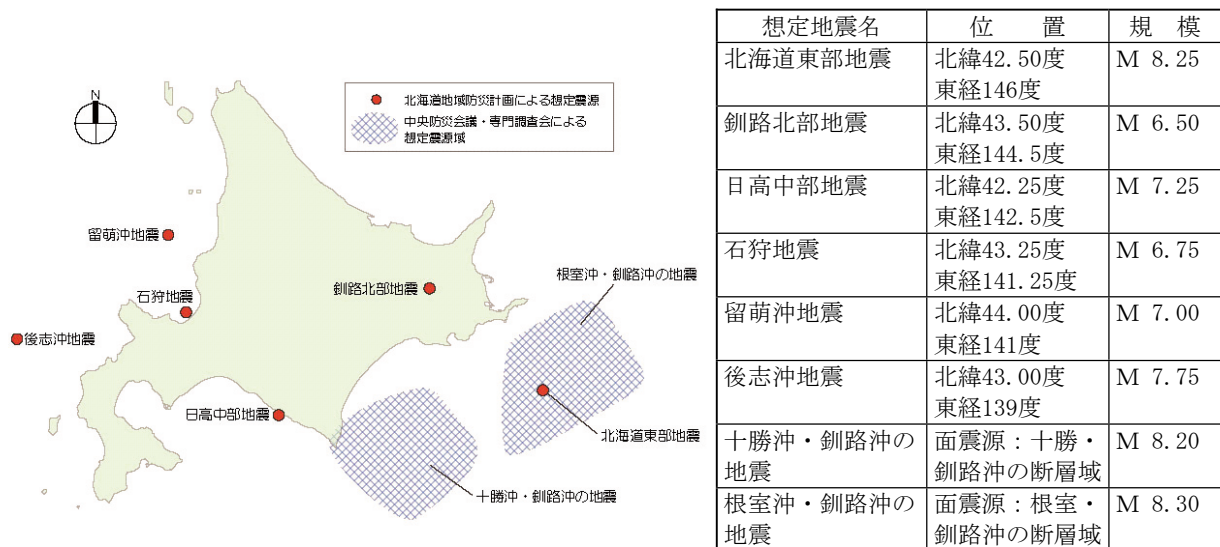
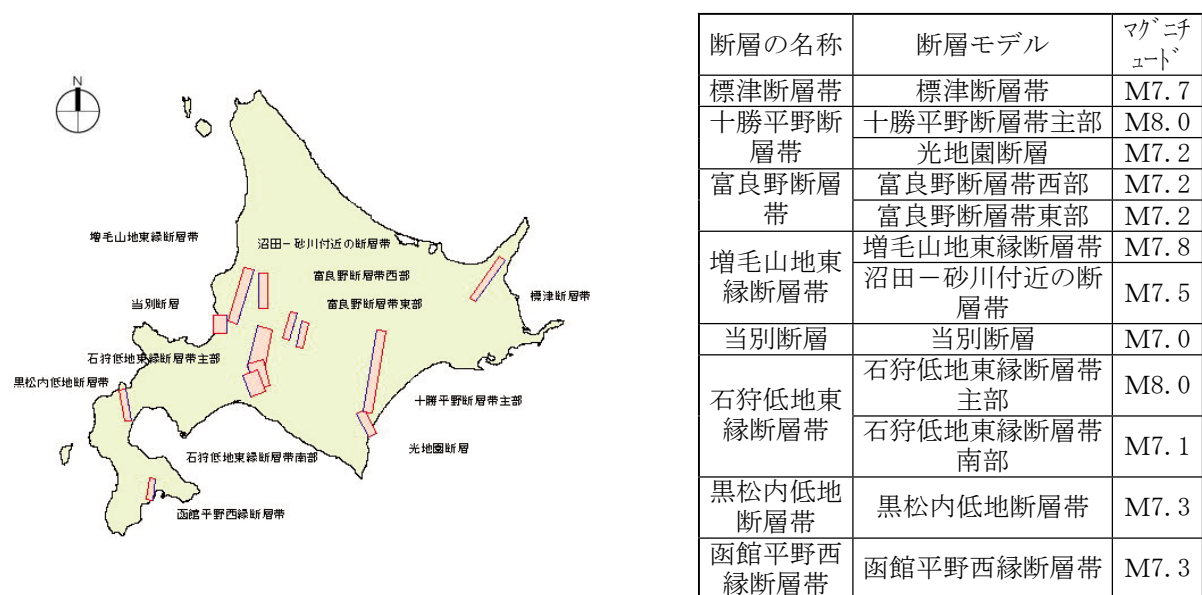


図 地震調査研究推進本部の想定地震の位置（内陸型の地震）



② 泊村で想定される地震

本計画では、道地域防災計画で想定される、北海道及び中央防災会議の想定地震と、地震調査研究推進本部の断層帯による地震について検討を行いました。

泊村に影響を及ぼす可能性のある想定地震において、役場周辺で想定される、地震動の経験的な評価手法を用いた震度の計算結果を以下に示します。

道地域防災計画で想定される6つの地震と、中央防災会議の専門調査会の試算で北海道に揺れによる建物被害が予測された2つの海溝型地震を併せた8つの地震を設定しました。

専門調査会の試算推計によると、泊村で被害が大きいと想定される地震は「後志沖地震」と想定されます。

表 北海道、中央防災会議の想定地震による震度（役場周辺）

想定地震名	石狩地震	北海道 東部地震	釧路北部 地震	日高中部 地震	留萌沖 地震	後志沖 地震	十勝沖・ 釧路沖の 地震	根室沖・ 釧路沖の 地震
計測震度 (役場周辺)	3.8	2.0	0.8	3.0	3.4	4.1	3.5	2.3

地震調査研究推進本部では、道内の主要な活断層として8つの断層帯（12の断層モデル）が想定されています。ここでは北海道の内陸活断層による想定地震として、地震調査研究推進本部で示された主要8断層帯（12地震）を設定し、検討しています。

地震モデルの推計によると、泊村で被害が大きいと想定される地震は、「黒松内低地断層帯」による地震と想定されます。

表 地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層の 名称	標津 断層帯	十勝平野 断層帯主部		富良野 断層帯		増毛山地 東縁断層帯		当別 断層	石狩低地 東縁断層帯		黒松 内低 地断 層帯	函館 平野 西縁 断層 帯
		十勝 平野 断層 帯主 部	光地 園断 層	富良 野断 層帯 西部	富良 野断 層帯 東部	増毛 山地 東縁 断層 帯	沼田 一砂 川付 近の 断層 帯		石狩 低地 東縁 断層 帯主 部	石狩 低地 東縁 断層 帯南 部		
計測震度 (役場周辺)	2.0	3.0	2.3	3.0	2.9	4.1	3.5	3.6	3.9	3.4	4.5	3.3

表 気象庁の震度階級と計測震度との関係

気象庁の 震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.5未満	4.5～5.0未満	5.0～5.5未満	5.5～6.0未満	6.0～6.5未満	6.5～

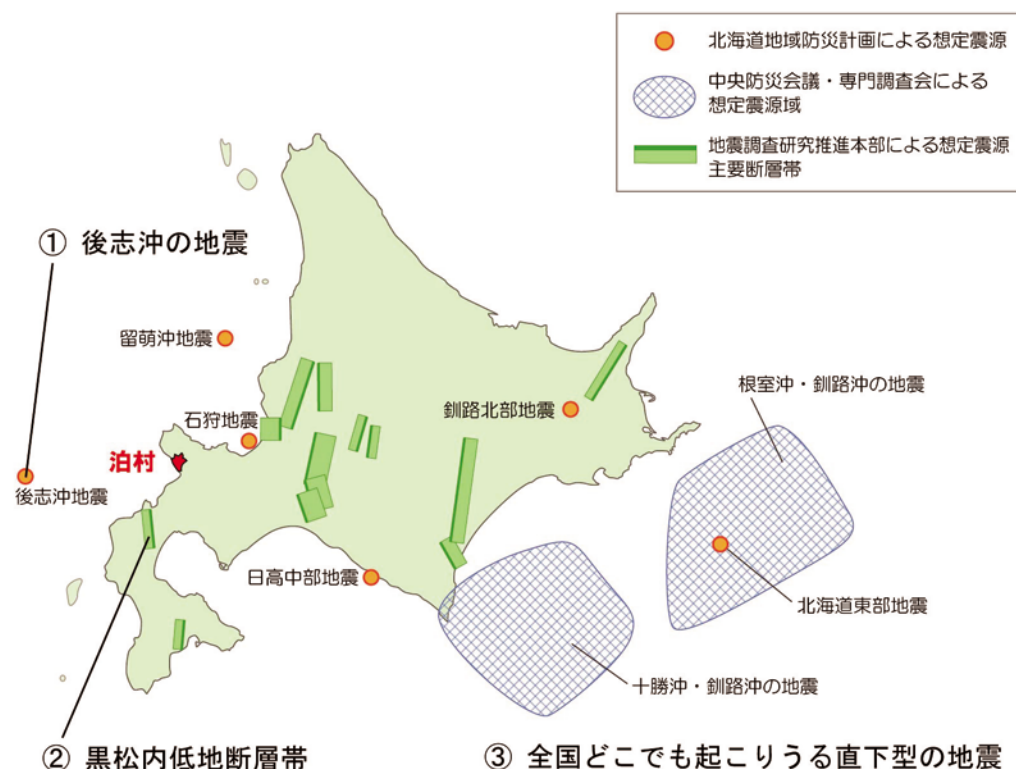
③ 想定される地震の設定

泊村において想定される地震で影響の大きいと考えられる地震は「後志沖地震」、「黒松内低地断層帯による地震」、「全国どこでも起こりうる直下型の地震」の3種類と想定し、各地震の震度分布の想定と、それによる被害予測を行います。

表 想定地震とマグニチュード、平均震度

想定地震	内 容	平均震度 (役場周辺)
① 後志沖の地震	・地震調査研究推進本部の想定地震 ・内陸型、面震源、マグニチュード7.75	4.1
② 黒松内低地断層帯による地震	・日本の活断層図を基に仮定 ・内陸型、線震源、マグニチュード7.3	4.5
③ 全国どこでも起こりうる直下型の地震	・中央防災会議想定直下型地震 ・直下型、マグニチュード6.9	5.6

図 泊村で想定される地震



(3) 被害予測

泊村で想定される地震において、具体的な地震振動を想定し、地震の到来に伴う建築物の被害及び人的被害を予測します。地震動、被害想定は、北海道（北方建築総合研究所）が提供する資料に準拠します。

① 建物被害の予測方法

「北海道耐震改修促進計画」においては、地震規模別にみた建物の被害想定を以下のとおりとしています。

例えば昭和37年から56年までに建築された木造建築物の場合、計測震度が6.4の場合には全体の50.0%が全壊、89.4%が全半壊すると想定しています。

泊村では、平成20年8月末現在の固定資産台帳の建築物のデータを基に、泊村で想定される地震が発生した場合に予測される被害を算定します。

図 木造建物の震度階別の累積倒壊率

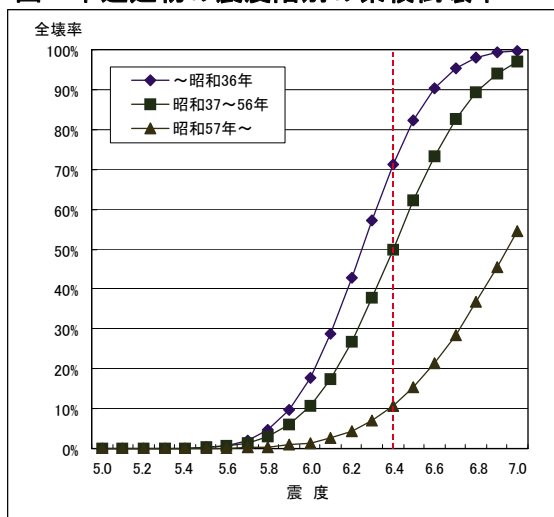


図 非木造建物の震度階別の累積倒壊率

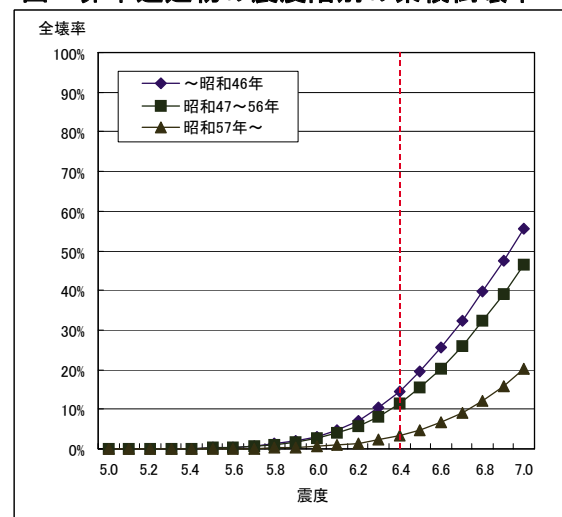


表 地震規模別に見た建物被害の想定値

計測震度	建築物全壊率						建築物全半壊率					
	木造建築物			非木造建築物			木造建築物			非木造建築物		
	～昭和36年	昭和37～56年	昭和57年～	～昭和46年	昭和47～56年	昭和57年～	～昭和36年	昭和37～56年	昭和57年～	～昭和46年	昭和47～56年	昭和57年～
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.6%	0.1%	0.6%	0.4%	0.1%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.4%	0.2%	1.0%	0.7%	0.1%
5.4	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.0%	0.4%	1.6%	1.1%	0.2%
5.5	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	10.6%	5.9%	0.8%	2.5%	1.8%	0.3%
5.6	0.8%	0.6%	0.1%	0.4%	0.4%	0.1%	17.4%	10.6%	1.4%	3.7%	2.7%	0.6%
5.7	2.1%	1.4%	0.2%	0.7%	0.6%	0.1%	26.6%	17.4%	2.4%	5.5%	4.0%	0.9%
5.8	4.8%	3.0%	0.4%	1.2%	1.0%	0.2%	37.7%	26.6%	4.0%	7.8%	5.8%	1.4%
5.9	9.7%	5.9%	0.9%	2.0%	1.7%	0.4%	50.0%	37.7%	6.4%	10.8%	8.2%	2.1%
6.0	17.7%	10.6%	1.5%	3.1%	2.6%	0.6%	62.3%	50.0%	9.8%	14.6%	11.2%	3.1%
6.1	28.9%	17.4%	2.7%	4.8%	3.9%	1.0%	73.4%	62.3%	14.3%	19.1%	15.0%	4.5%
6.2	42.7%	26.6%	4.4%	7.2%	5.8%	1.5%	82.6%	73.4%	20.0%	24.5%	19.6%	6.4%
6.3	57.3%	37.7%	7.0%	10.4%	8.2%	2.3%	89.4%	82.6%	27.0%	30.5%	24.9%	8.8%
6.4	71.1%	50.0%	10.6%	14.5%	11.4%	3.3%	94.1%	89.4%	35.0%	37.2%	30.9%	11.8%
6.5	82.3%	62.3%	15.3%	19.5%	15.4%	4.8%	97.0%	94.1%	43.7%	44.2%	37.4%	15.5%
6.6	90.3%	73.4%	21.3%	25.5%	20.2%	6.7%	98.6%	97.0%	52.7%	51.5%	44.3%	19.8%
6.7	95.2%	82.6%	28.5%	32.3%	25.8%	9.1%	99.4%	98.6%	61.6%	58.6%	51.4%	24.9%
6.8	97.9%	89.4%	36.7%	39.7%	32.2%	12.2%	99.8%	99.4%	69.9%	65.5%	58.5%	30.6%
6.9	99.2%	94.1%	45.5%	47.6%	39.1%	15.9%	99.9%	99.8%	77.3%	72.0%	65.3%	36.7%
7.0	99.7%	97.0%	54.5%	55.6%	46.3%	20.2%	100.0%	99.9%	83.6%	77.7%	71.6%	43.3%

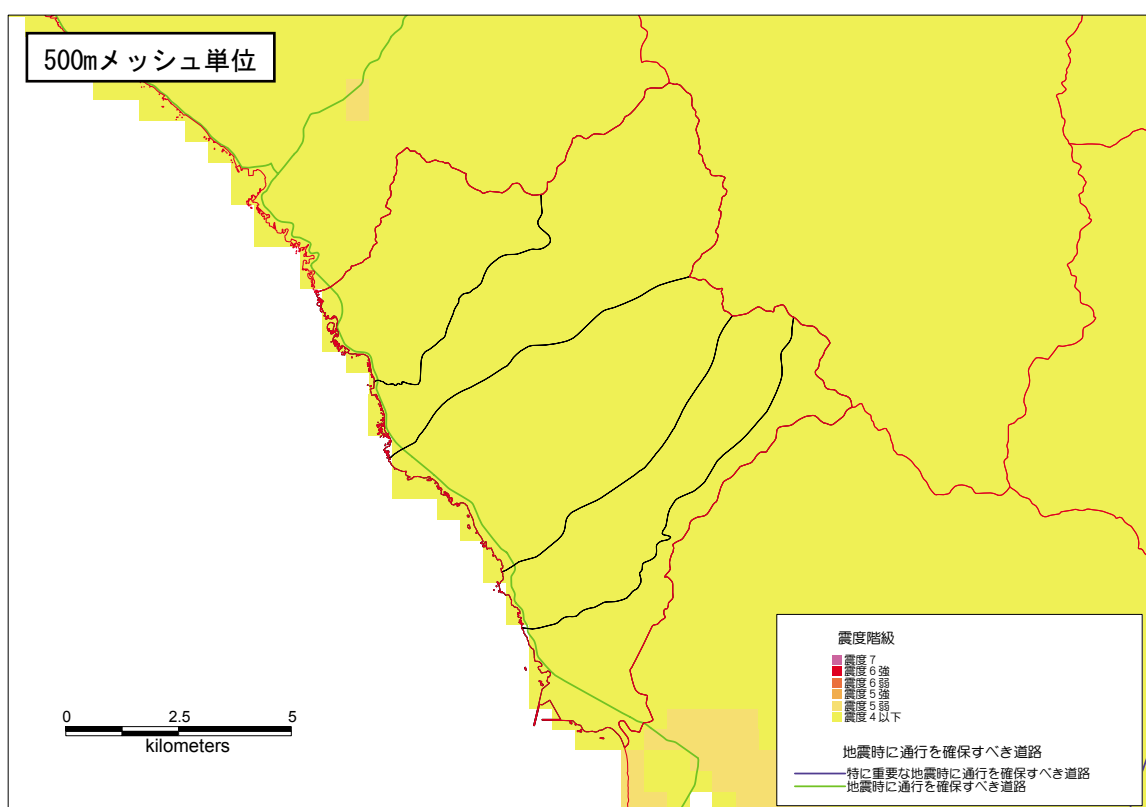
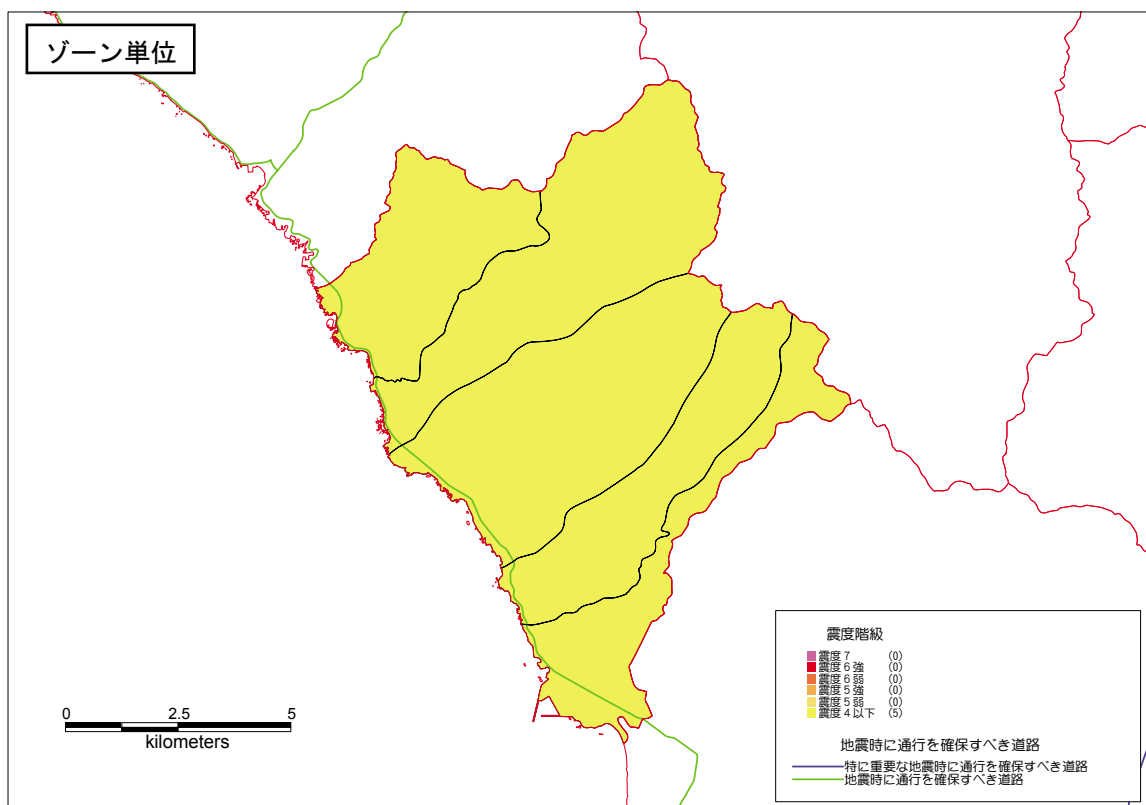
資料：北海道耐震改修促進計画（平成18年度北海道）

1. 泊村の耐震化の背景

② 想定される地震の震度分布

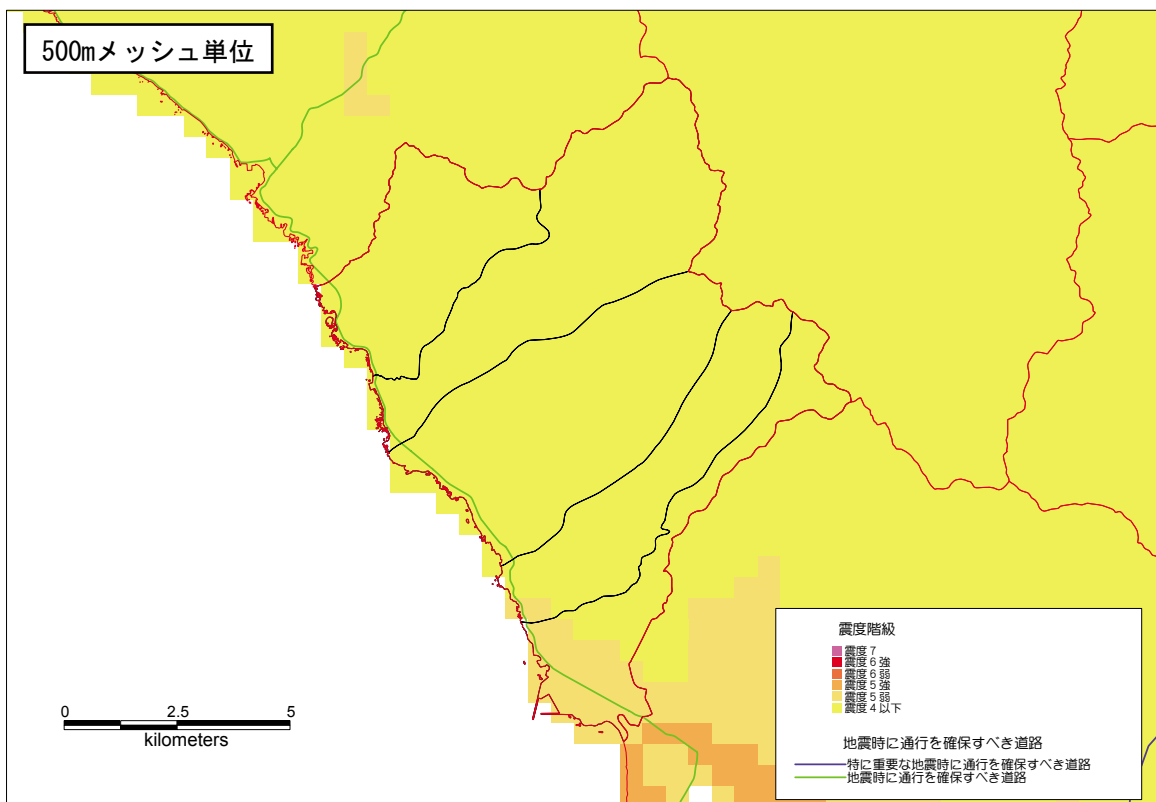
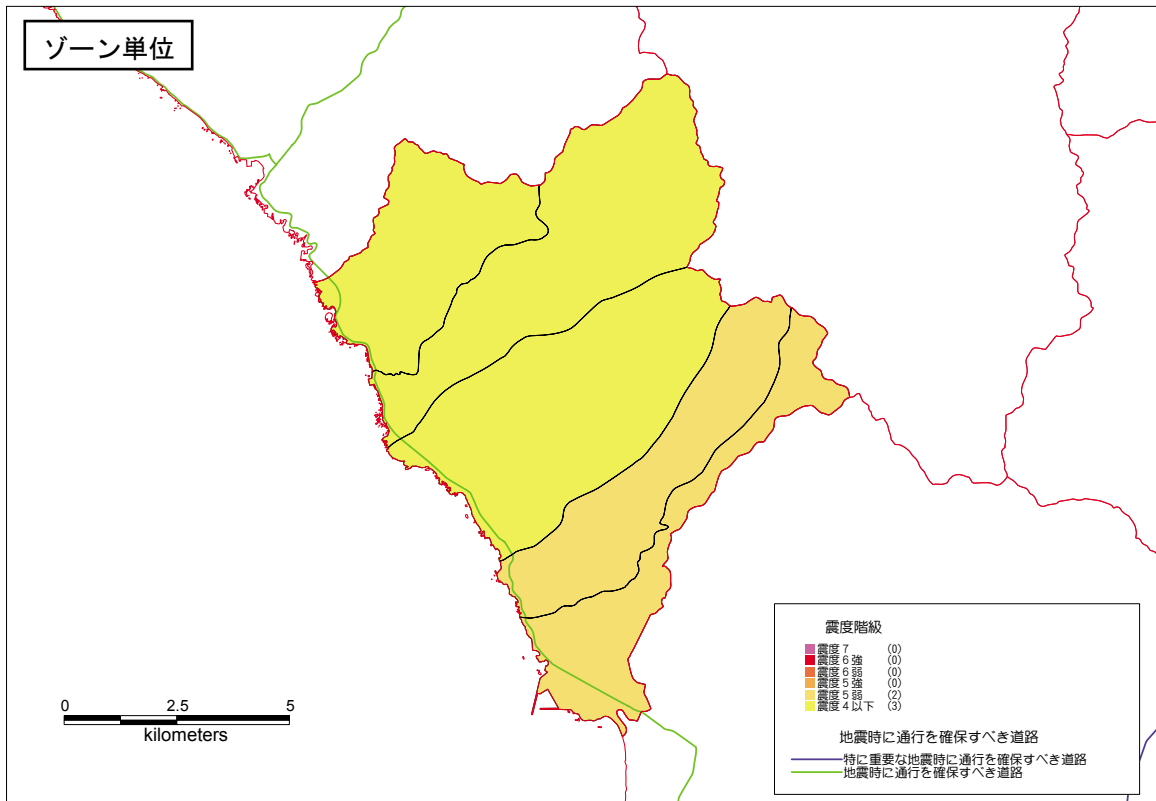
■ 後志沖の地震

想定地震規模	M7.75	平均震度	4.1	役場周辺震度	4.1
--------	-------	------	-----	--------	-----



■黒松内低地断層帯による地震

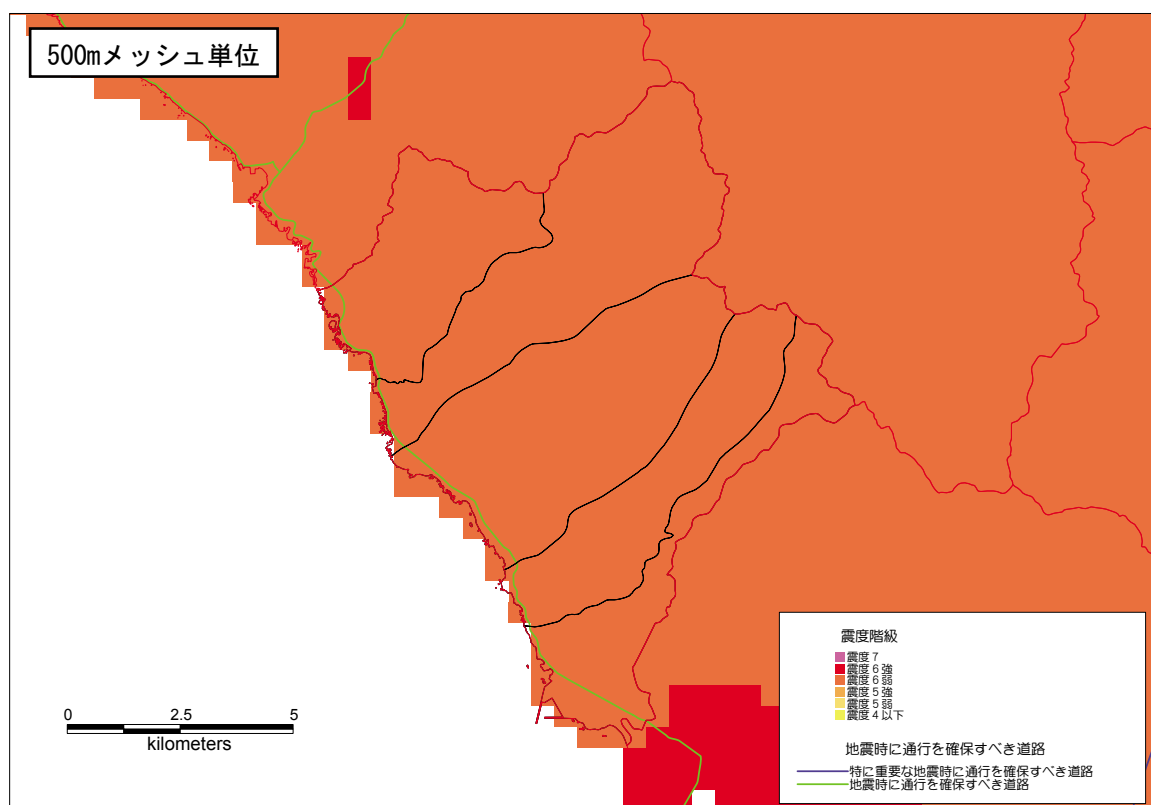
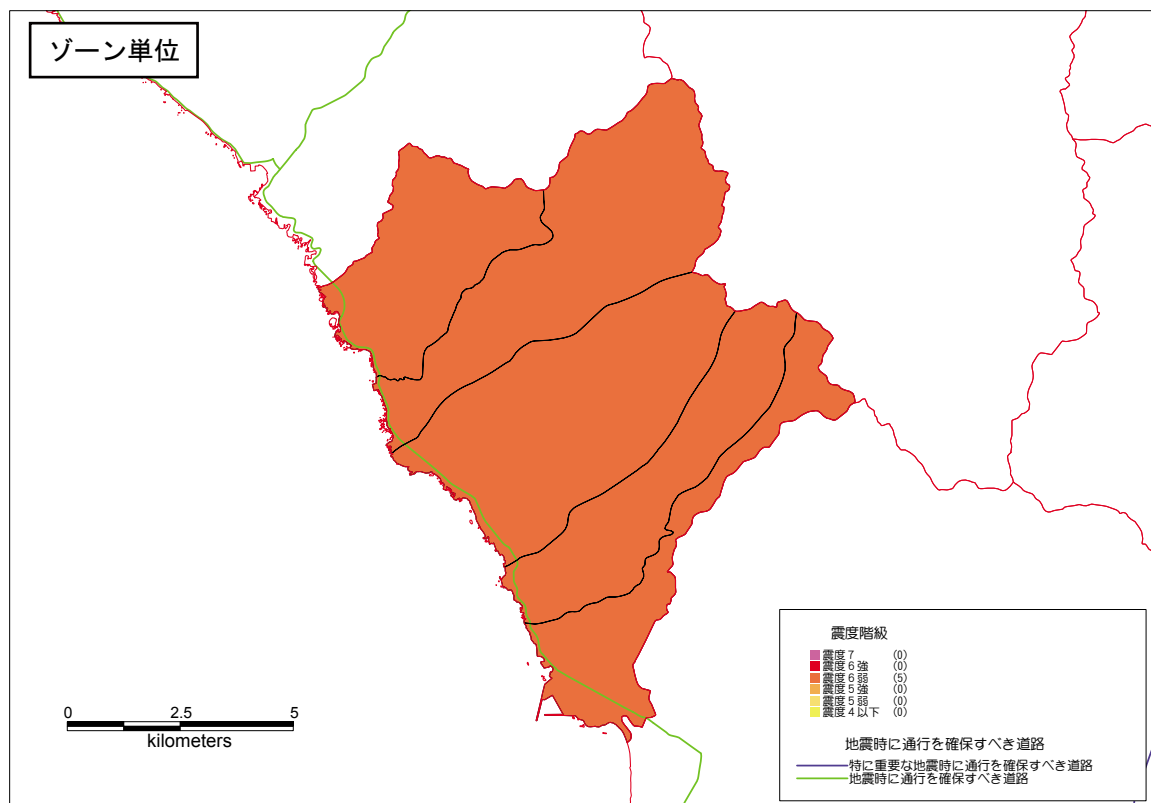
想定地震規模 M7.3	平均震度 4.5	役場周辺震度 4.9
-------------	----------	------------



1. 泊村の耐震化の背景

■全国どこでも起こりうる直下型の地震

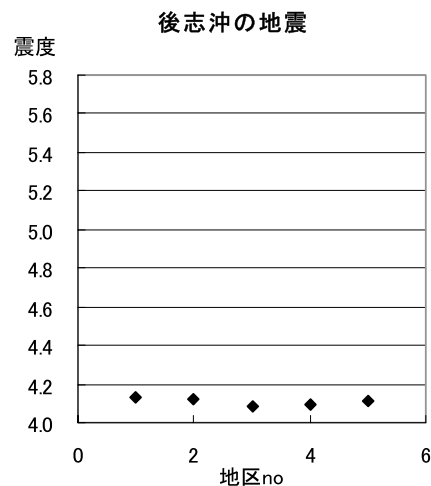
想定地震規模	M6.9	平均震度	5.6	役場周辺震度	5.6
--------	------	------	-----	--------	-----



③ 想定される地震の被害予測

泊村で想定される地震による被害予測は以下のとおりです。建物被害及び人的被害は「全国どこでも起こりうる直下型の地震」のみで発生します。建物被害は全壊が7.3棟、半壊が102.6棟、人的被害は死者数0.1人、負傷者数14.7人と予測されます。

■各地震の震度分布と被害想定

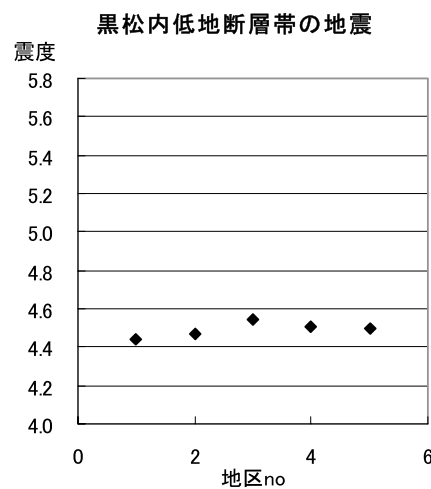


(単位:棟)

震度 (平均)	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
	-	-	-	-	-	-
4.11	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

(単位:人)

死者数	負傷者数	
	重傷者数	軽傷者数
-	-	-
0.00%	0.00%	0.00%

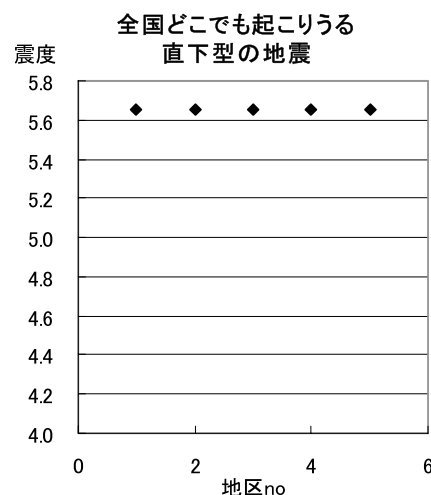


(単位:棟)

震度 (平均)	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
	-	-	-	-	-	-
4.49	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

(単位:人)

死者数	負傷者数	
	重傷者数	軽傷者数
-	-	-
0.00%	0.00%	0.00%



(単位:棟)

震度 (平均)	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
	6.9	100.5	0.3	2.1	7.3	102.6
5.65	0.88%	12.77%	0.22%	1.34%	0.77%	10.90%

(単位:人)

死者数	負傷者数	
	重傷者数	軽傷者数
0.1	14.7	1.5
0.00%	0.73%	0.07%

2 泊村の耐震化の現況

2-1. 住宅の耐震化の現況

泊村には、民間の住宅施設681棟、公共の住宅施設68棟を合わせて、全体で749棟あります。

構造別にみると、木造が670棟（89.5%）、非木造が79棟（10.5%）と、ほとんどの住宅は木造となっています。

建築年別では、昭和56年以前に建設された住宅が540棟（72.1%）、昭和57年以降に建設された住宅が209棟（27.9%）となっています。

住宅の耐震化の現状は、昭和56年以前に建設された住宅のうち204棟が耐震性のある住宅と推計されます。昭和57年以降に建設された209棟と合わせて、413棟の住宅が昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する住宅と推計され、耐震化率は55.1%と推計されます。

表 住宅の耐震化の現況

単位：棟

種 類	構 造	全戸数 a (=b+f)	昭和56年 以 前 ※ 1	うち、 耐震性が 不十分 c	うち、 耐震性あり ※ 2 d	昭和57年 以 降 e	耐震性有 住宅戸数 f (=d+e)	耐震化率 g (=f/a)
			b (=c+d)					
戸建て 住 宅	木 造	667	506	324	182	161	343	51.4%
	非木造	31	14	9	5	17	22	71.0%
	合 計	698	520	333	187	178	365	52.3%
共 同 住 宅	木 造	3	2	1	1	1	2	66.7%
	非木造	48	18	2	16	30	46	95.8%
	合 計	51	20	3	17	31	48	94.1%
住宅合計		749	540	336	204	209	413	55.1%

※1 全戸数：固定資産税台帳（平成20年9月末）より集計

※2 うち耐震性あり：昭和56年以前建設の住宅で、建設当初から現行基準の耐震性があるとみなされる住宅
戸建て住宅＝昭和56年以前建設×36%（北海道実績より）
共同住宅＝昭和56年以前建設×89%（国の設定値より）

※共同住宅には、寄宿舍、老人ホーム、公営住宅を含む

※専用住宅には、村有の戸建て職員住宅、職員住宅を含む

※付属屋（民間の物置、倉庫、車庫等）は除く

※民間施設及び住宅（固定資産税台帳）の詳細は、資料3「泊村の建築物の状況」参照

2-2. 特定建築物（多数利用建築物）の耐震化の現況

耐震改修促進法において、「（第6条）地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（＝第8条の耐震関連規定）に適合しない建築物で同法3条2項の規定の適用を受けているもの（以下特定建築物という）の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない」としています。

同法における特定建築物は、多数の者が利用する建築物（第1号特定建築物）※¹、危険物の貯蔵等の用途に供する建築物（第2号特定建築物）※²、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（第3号特定建築物）※³の3種類があります。

※ 特定建築物：

耐震改修促進法に定める多数の利用者がある一定規模以上の建築物で現行の建築基準法などに満たない建築物。これに基づくこれらの建築物については、所管行政庁が、所有者に対して耐震化の指導・助言を実施し、指導に従わないものに対しては指示及び公表し、更に安全性に問題のあるものには勧告、命令を行うことが定められています。

特定建築物は昭和56年以前に建設された建築物を示します。

※1、※2、※3の特定建築物についての詳細は、資料4「特定建築物について」参照

泊村には、多数の者が利用する建築物は村が所有する公共建築物が7棟、民間が所有する建築物が2棟の計9棟があります。そのうち、昭和56年以前に建設された第1号特定建築物に該当する建築物は2棟です。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（第2号特定建築物）及び地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（第3号特定建築物）は泊村にはありません。

表 泊村の特定建築物の概要

単位：棟数

区 分		要件該当棟数 A	S56以前の建築物 （特定建築物）		S57以降 の建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	内耐震性 あり C			
多数の者が利用する 建築物 （第1号特定建築物）	公共	7	2	1	5	6	85.7%
	民間	2	－	－	2	2	100.0%
危険物の貯蔵等の用途 に供する建築物 （第2号特定建築物）	公共	－	－	－	－	－	－
	民間	－	－	－	－	－	－
地震時に通行を確保す べき道路沿道の建築物 （第3号特定建築物）	公共	－	－	－	－	－	－
	民間	－	－	－	－	－	－
合 計	公共	7	2	1	5	6	85.7%
	民間	2	－	－	2	2	100.0%
	計	9	2	1	7	8	88.9%

泊村調べ（平成20年9月）

2. 泊村の耐震化の現況

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現況

泊村における、多数の者が利用する建築物*（以下「多数利用建築物」という。）の現況は、以下に示すとおりです。

多数利用建築物は、公共施設では学校3棟、スポーツ施設1棟、社会福祉施設1棟、宿泊施設1棟の合計7棟あります。そのうち、2棟が昭和56年以前に建設されておりますが、学校の1棟は耐震診断の結果、耐震性有りと判断されています。社会福祉施設の1棟については耐震性が確認されておりません（耐震化率85.7%）。

民間施設では劇場・ホール1棟、集合住宅1棟の合計2棟あり、2棟とも昭和57年以降に建設された耐震性のある建築物です（耐震化率100.0%）。

多数利用建築物は公共と民間合わせて計9棟あり、泊村の多数利用建築物の耐震化率は88.9%となっています。

表 多数利用建築物の現況

単位：棟数

種 類		多数利用 建 築 物 総 数	S 56以前の建築物		S 57以降 の建築物	耐震性有 建築物数	耐震化率
		A	B	うち耐震性 あり C	D	E=C+D	F=E/A
公 共 施 設	学校	3	1	1	2	3	100.0%
	スポーツ施設	1	-	-	1	1	100.0%
	官公庁施設	1	-	-	1	1	100.0%
	社会福祉施設	1	1	-	-	-	0.0%
	共同住宅	-	-	-	-	-	-
	宿泊施設	1	-	-	1	1	100.0%
公共施設 計		7	2	1	5	6	85.7%
民 間 施 設	劇場・ホール	1	-	-	-	1	100.0%
	店舗・百貨店	-	-	-	-	-	-
	ホテル・旅館	-	-	-	-	-	-
	病院・診療所	-	-	-	-	-	-
	集合住宅等	1	-	-	-	1	100.0%
民間施設 計		2	-	-	2	2	100.0%
合 計		9	2	1	7	8	88.9%

泊村調べ（平成20年9月末）

2-3. 村が所有する公共建築物の耐震化の現況

(1) 村が所有する公共建築物

村が所有する公共建築物は、合計133棟あり、以下のとおりです。

このうち、昭和56年以前に建設された建築物は47棟（35.3%）、昭和57年以降に建設された建築物は86棟（64.7%）あります。

表 村が所有する公共建築物の概要

単位：棟数

用途分類		木 造		非木造		合 計		
		S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	合 計
1. 学校	(1) 幼稚園					0	0	0
	(2) 小学校					0	0	0
	(3) 中学校			1	3	1	3	4
	(4) 高等学校					0	0	0
	小計	0	0	1	3	1	3	4
	(構成比)	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	25.0%	75.0%	100.0%
2. 病院・診療所	(1) 診療施設等	1			2	1	2	3
	(2) その他					0	0	0
	小計	1	0	0	2	1	2	3
	(構成比)	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	66.7%	100.0%
3. 社会福祉施設	(1) 児童福祉施設			1		1	0	1
	(2) 老人福祉施設				2	0	2	2
	(3) その他			2		2	0	2
	小計	0	0	3	2	3	2	5
	(構成比)	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	60.0%	40.0%	100.0%
4. ホテル・旅館等	(1) 宿泊施設				1	0	1	1
	(2) その他					0	0	0
	小計	0	0	0	1	0	1	1
	(構成比)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
5. 公営住宅	(1) 村営住宅等			18	18	18	18	36
	(2) 教員住宅	1		2		3	0	3
	(3) 職員住宅	1	15	11		12	15	27
	小計	2	15	31	18	33	33	66
	(構成比)	3.0%	22.7%	47.0%	27.3%	50.0%	50.0%	100.0%
6. その他	(1) 官公署施設			1	2	1	2	3
	(2) 集会施設等				8	0	8	8
	(3) スポーツ施設			2	2	2	2	4
	(4) 文化施設		2		1	0	3	3
	(5) 作業所等	1	2	1	7	2	9	11
	(6) 公衆便所		1		3	0	4	4
	(7) 車庫・倉庫等		2	1	4	1	6	7
	(8) その他		1	3	10	3	11	14
	小計	1	8	8	37	9	45	54
(構成比)	1.9%	14.8%	14.8%	68.5%	16.7%	83.3%	100.0%	
合 計		4	23	43	63	47	86	133
(構成比)		3.0%	17.3%	32.3%	47.4%	35.3%	64.7%	100.0%

泊村調べ（平成20年9月末）

2. 泊村の耐震化の現況

(2) 泊村が所有する多数利用建築物、避難施設

村が所有する公共建築物133棟の耐震化率は65.4%です。

そのうち、村が所有する多数利用建築物は7棟、避難所指定建築物は16棟（多数利用建築物と重複建物を除く）で、多数利用もしくは避難施設に該当する建築物は、合計23棟です。そのうち、昭和56年以前建設で耐震性が確認されていない建築物は5棟あり、耐震化率は78.3%です。

表 公共建築物の耐震化の状況（多数利用建築物もしくは避難所指定建築物） 単位：棟数

種 別	総 数	昭和56年	耐震性有又は耐震改修されたもの	昭和57年	昭和56年以前で耐震性の確認されないもの	耐震化率 現 状	
		以 前		以 降			
	(a)	(b)	(c)	(d)	b－c	(c+d)	
多数利用建築物	計	7	2	1	5	1	85.7%
	学校	3	1	1	2	－	100.0%
	病院・診療所	－	－	－	－	－	
	社会福祉施設	1	1	－	－	1	0.0%
	ホテル・旅館等	1	－	－	1	－	100.0%
	公営住宅	－	－	－	－	－	
	その他	2	－	－	2	－	100.0%
避難所指定建築物 (多数利用建築物を除く)	計	16	4	－	12	4	75.0%
	学校	1	－	－	1	－	100.0%
	病院・診療所	－	－	－	－	－	
	社会福祉施設	4	2	－	2	2	50.0%
	ホテル・旅館等	－	－	－	－	－	
	公営住宅	－	－	－	－	－	
	その他	11	2	－	9	2	81.8%
合 計 (多数利用建築物もしくは避難指定建築物)	計	23	6	1	17	5	78.3%
	学校	4	1	1	3	－	100.0%
	病院・診療所	－	－	－	－	－	
	社会福祉施設	5	3	－	2	3	40.0%
	ホテル・旅館等	1	－	－	1	－	100.0%
	公営住宅	－	－	－	－	－	
	その他	13	2	－	11	2	84.6%

多数利用建築物・避難所指定建築物以外の村が所有する公共建築物	計	110	41	－	69	41	62.7%
	学校	－	－	－	－	－	
	病院・診療所	3	1	－	2	1	66.7%
	社会福祉施設	－	－	－	－	－	
	ホテル・旅館等	－	－	－	－	－	
	公営住宅	66	33	－	33	33	50.0%
	その他	41	7	－	34	7	82.9%
村が所有する公共建築物	計	133	47	1	86	46	65.4%
	学校	4	1	1	3	－	100.0%
	病院・診療所	3	1	－	2	1	66.7%
	社会福祉施設	5	3	－	2	3	40.0%
	ホテル・旅館等	1	－	－	1	－	100.0%
	公営住宅	66	33	－	33	33	50.0%
	その他	54	9	－	45	9	83.3%

泊村調べ（平成20年9月末）

※表中「避難所指定建築物」数は、合計値の重複を避けるため、「多数利用建築物」に該当する施設を除いた数としています。

(参 考)

表 泊村の所有する公共施設（多数利用建築物＋避難所指定建築物）

用 途	施設名	所在地	延べ床 面積(m ²)	構造	階数	建築 年	S56 以前	多数 利用	避難 施設	備 考
学校	泊小学校	大字盃村	3,224.2	RC	2	1981	○	○	○	耐震性あり(調査済)
	泊小学校(体育館)	大字盃村	698.1	SRC	1	1982			○	耐震性あり(調査済)
	泊中学校	大字茅沼村	3,041.0	RC	2	2007		○	○	
	泊中学校(体育館)	大字茅沼村	2,627.0	S・RC	2	2007		○	○	
社会福祉 施設	泊保育所	大字堀株村	441.0	CB	1	1977	○		○	改築計画あり(5年以内)
	デイサービスセンター	大字茅沼村	1,985.7	RC	2	1980	○	○	○	耐震診断予定
	〃 体育館	大字茅沼村	696.9	SRC	1	1981	○		○	耐震診断予定
	老人ホームむつみ荘	大字茅沼村	3,372.0	RC	1	1984			○	改築計画あり(5年以内)
	老人ホームむつみ荘	大字茅沼村	954.0	RC	1	1985			○	改築計画あり(5年以内)
宿泊施設	国民宿舎もいわ荘	大字興志内村	3,555.0	RC	5	1993		○	○	
その他	泊村役場庁舎	大字茅沼村	4,365.0	RC	3	2000		○		
	泊村アイスセンター とまりんク事務所	大字泊村	1,445.3	RC	2	1977	○		○	耐震診断予定
	〃 体育館	大字泊村	625.0	SRC	1	1978	○		○	耐震診断予定
	〃 リンク	大字泊村	2,737.0	S	1	1998		○	○	
	泊村公民館	大字茅沼村	2,020.0	RC	2	1986			○	
	泊地区集会所	大字泊村	647.0	RC	2	2000			○	
	照岸・糸泊地区集会所	大字泊村	600.0	RC	2	1993			○	
	盃地区集会所	大字盃村	459.0	RC	2	1991			○	
	臼別地区集会所	大字茅沼村	446.0	RC	2	1992			○	
	茅沼地区集会所	大字茅沼村	664.0	RC	2	1993			○	
	渋井地区集会所	大字堀株村	283.0	RC	2	1985			○	
	堀株地区集会所	大字堀株村	751.0	RC	2	1996			○	
	〃 体育館	大字堀株村	526.0	SRC	1	1996			○	
合 計							6	7	22	

泊村調べ（平成20年9月末）

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨・鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造
 CB：コンクリートブロック造

3 耐震改修促進のための課題

（１）総合的な地震対策の推進

泊村は過去に大きな地震被害を受けたことがなく、また近年においても地震が少ないことから、村民においては地震に対する防災意識は必ずしも高くありません。

しかし、平成19年の能登半島地震の発生にみられるように、従来大地震が起きなかった地域でも大地震が発生するケースが頻発し、地震はいつどこで起こってもおかしくない状況にあり、泊村も例外ではありません。

住宅・建築物の倒壊は、死者発生の主要因であるばかりではなく、出火・火災延焼、避難者の発生、救急活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となることから、今後も大規模な地震に備え、総合的な地震対策を進めることが求められています。

（２）住宅・建築物の耐震化の推進

泊村の住宅（棟数）のうち、昭和56年の建築基準法改正前に建築された建築物は全体の約7割を占めています。

大規模地震における人的被害の多くは、住宅や建物の倒壊に起因するものとされており、地震被害の軽減を図るために、住宅・建築物の耐震化が必要です。

国、道では、住宅及び多数の者が利用する建築物（特定建築物）の耐震化率を平成27年までに9割にすることを目標としており、本村においても住宅・建築物の耐震化率の向上とその推進に向け、各種施策の充実を図ることが求められています。

現状、住宅の耐震化率はわずか3割であり、迅速な耐震化への対応が求められます。

（３）多数の者が利用する建築物の耐震化の推進

住宅・建築物の中でも、特に多数の者が利用する建築物や地域防災計画で避難施設に指定されている施設については、特に早急な耐震改修が求められます。

本村における多数の者が利用する建築物は9棟中、1棟が耐震性を有していません。

多数の者が利用する建築物以外に、地域防災計画で避難施設に指定されている施設についても、地震時の安全な避難体制の確保のために、早期の耐震化が必要です。

（４）適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の技術力向上

住宅の耐震化が進まない要因として、「誰に相談して良いか分からない」「どうしていいかわからない」など、住民の不安に適切に対応できる体制や情報の不足や、耐震診断・耐震改修に精通した技術者が不足していること等があげられます。

耐震改修の相談体制の確立、適切な情報提供、技術者の技術力向上など、村民の適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の育成が必要です。

4. 耐震化の目標

国は、今後想定される東海地震及び東南海・南海地震などにおける死者数及び経済的被害を10年後に半減させるという減災目標を立てており、住宅・建築物の耐震化目標を、住宅、特定建築物の各々で9割とすることを目標としています。

北海道は、耐震促進改修法における都道府県計画となる北海道耐震改修促進計画（平成18年12月策定、目標年次平成27年度）において、北海道内の想定地震による住宅・建築物の被害を半減させることとし、住宅及び特定建築物（1号）の耐震化率を平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標としています。

耐震改修促進法（第五条8）は、「市町村は、（国の定める）基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案し、（略）計画を定めるよう努めるものとする」と規定しており、泊村が今後の後志沖地震や黒松内低地断層帯（活断層）による地震、直下型地震等が到来した場合、地震被害の危険性があるという実態を踏まえ、泊村の住宅と、災害時に重要な拠点となりうる避難所指定建築物の耐震化目標は、国、道に準じ、各々平成27年度までに9割を目標とします。

また、民間の多数利用建築物においては、2棟中、全てが耐震性を有する建築物（耐震化率100.0%）であり、今後も安全な管理、指導を行っていくこととします。

耐震化率の目標（平成27年度）

住 宅：90%

避難所指定建築物：90%

多数利用建築物：90%

4. 耐震化の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

現在の住宅の耐震化率は55.1%と推計されます。

平成27年度には、住宅総棟数が770戸と推計され、昭和57年以降建設の耐震化された住宅は237棟と推計されます。

昭和56年以前建設の住宅533棟のうち、202棟は耐震性があると推計できることから、9割の目標を達成するために、254棟の耐震改修を促進していくこととします。

表 耐震改修の現況と目標

単位：棟

	現 況	目 標	摘 要
	平成20年度	平成27年度	
総戸数	749	770	①
昭和56年以前	540	533	総戸数－昭和57年以降建設
うち耐震性なし	336	77	② 総戸数の10%
うち耐震性有り	204	202	③
耐震改修促進戸数	－	254	④
昭和57年以降	209	237	⑤
耐震性あり住宅戸数	413	694	③＋④＋⑤
耐震化率	55.1%	90.0%	

① 目標総戸数：ふるさと定住促進助成金実績より、戸建て新築4件／年、戸建て除却1件／年除却と設定
749棟（現況）＋（4棟×7年）－（1棟×7年）＝770棟

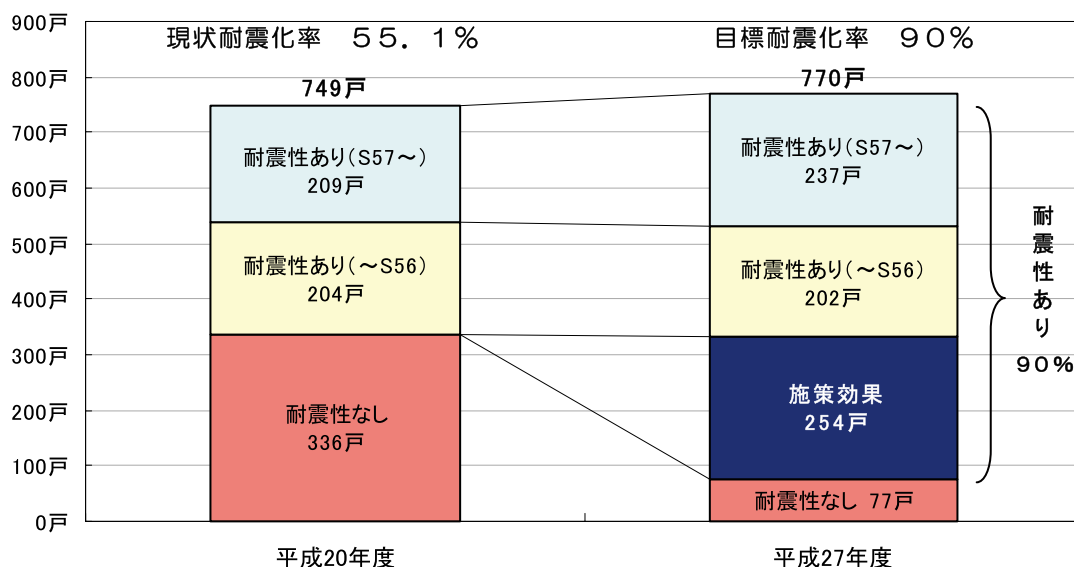
② 平成27年度耐震性なし：耐震化された住宅確保目標を総戸数の90%とし、のこり10%を耐震性なしと設定

③ うち耐震性あり：昭和56年以前建設の住宅で、建設当初から現行基準の耐震性があるとみなされる住宅
戸建て住宅＝昭和56年以前建設533棟のうち、平成20年度の共同住宅の耐震性あり17棟は変化がないものとし
（533－17＝516）、のこり516棟×36%（北海道実績より）＝185棟
戸建て住宅耐震性あり＝185棟＋変化なしの共同住宅17棟＝202棟

④ 耐震改修促進戸数：本計画において、新たに耐震改修工事を促進する住宅の戸数

⑤ 昭和57年以降建設戸数：ふるさと定住促進助成金実績より、戸建て新築4件／年と設定
209棟（現況戸数）＋28棟（4棟×7年）＝237棟

住宅の耐震改修の現況と目標



(2) 村が所有する公共建築物の耐震化の目標

村が所有する公共建築物については、地震時に重要となる多数利用建築物及び避難所指定建築物の耐震化の促進を優先します。

村が所有する多数利用建築物もしくは避難所指定建築物、23棟のうち、昭和56年以前建設で耐震性が確認されていない建築物は5棟あり、現状の耐震化率は78.3%です。

耐震性の確認されていない5棟については、早急に耐震診断を行い、耐震性のないものにあつては、計画期間に耐震改修等を図り、平成27年度までに9割を目標とします。

表 村が所有する多数利用建築物もしくは避難所指定建築物の耐震改修計画

施設名	延床面積(m ²)	構造	階数	建築年	多数利用	避難施設	耐震改修計画
泊保育所	441.0	CB	1	1977 (S52)		○	計画期間内 耐震改修
泊村アイスセンター とまリンク事務所	1,445.3	RC	2	1977 (S52)		○	計画期間内 耐震診断(耐震改修)
泊村アイスセンター とまリンク体育館	625.0	SRC	1	1978 (S53)		○	計画期間内 耐震診断(耐震改修)
デイサービスセンター	1,985.7	RC	2	1981 (S56)	○	○	計画期間内 耐震診断(耐震改修)
デイサービスセンター 体育館	696.9	SRC	1	1981 (S56)		○	計画期間内 耐震診断(耐震改修)

また、公営住宅や職員住宅等の住宅系建物を中心に、その他公共施設についても目標9割を目指し、耐震化を促進していきます。

表 村が所有する公共建築物の耐震化の目標

単位：棟

種 別		建築物 総数 A	s56以前の 建築物 B	内耐震性有 C	s57以降の 建築物 D	耐震性有 建築物数 F=C+D	耐震化率 G=F/A
学校	H20 (現状)	4	1	1	3	4	100.0%
	H27 (目標)	4	1	1	3	4	100.0%
病院・ 診療所	H20 (現状)	3	1	—	2	2	66.7%
	H27 (目標)	3	1	1	2	3	100.0%
社会福祉 施 設	H20 (現状)	5	3	—	2	2	40.0%
	H27 (目標)	5	3	3	2	5	100.0%
ホテル・ 旅館	H20 (現状)	1	—	—	1	1	100.0%
	H27 (目標)	1	—	—	1	1	100.0%
公営住宅	H20 (現状)	6 6	3 3	—	3 3	3 3	50.0%
	H27 (目標)	6 6	6	—	6 0	6 0	90.9%
その他	H20 (現状)	5 4	9	—	4 5	4 5	83.3%
	H27 (目標)	5 4	5	—	4 9	4 9	90.7%
合 計	H20 (現状)	1 3 3	4 3	1	8 7	8 8	66.2%
	H27 (目標)	1 3 3	1 6	5	1 1 7	1 2 2	91.7%

5. 施策の展開方針

住宅・建築物の耐震化の促進のために、住宅・建築物の所有者が自ら意識を持って地震防災対策に取り組めるように、相談体制や費用の支援を含めた耐震診断・改修促進に向けた環境整備、耐震に関する啓発・知識の普及、耐震診断・改修を行う人材の技術力向上、所管行政庁との連携の4つを柱として施策を展開していきます。

表 泊村の耐震化促進施策の体系

5-1. 耐震診断・改修促進 に向けた環境整備	(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備
	(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実
	(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援
	(4) 地震時に通行を確保すべき道路の指定
	(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の実施
5-2. 村民への啓発・知識 の普及	(1) 地震防災マップの作成・公表
	(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布
	(3) 一般向けセミナー等の紹介
	(4) 地域会等との連携
5-3. 耐震診断・改修を行 う人材の技術力向上	(1) 性能向上リフォームの推進
	(2) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介
	(3) リフォーム推進協議会との連携
5-4. 所管行政庁との連携	(1) 耐震改修促進法に基づく指導等
	(2) 建築基準法による勧告または命令
	(3) 「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

5－1. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

（１）耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

近年は、悪質リフォーム、アスベスト、耐震偽装など住宅を取り巻く社会的な問題が生じており、相談件数は増加傾向にあります。

これらの問題に対応するため、村では、相談窓口の設置を行います。

なお相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるよう体制の整備を図ります。

■主な施策

- ・ 耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備

（２）耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

住宅取得者など消費者が多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、(財)建築指導センターと連携し、住まいやまちづくりに関する各種情報の提供を行います。

また、村のインターネットを活用し、耐震診断に関する情報を提供します。

■主な施策

- ・ 耐震診断・改修等に係わる情報提供（広報誌を活用した耐震改修ニュースなど）
- ・ 村のホームページ内に耐震診断に関する情報を提供（リンク集など）

（３）耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については道民生活の基盤としてストック数も多く、また、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者の支援の検討が必要です。

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

村では、住宅の耐震改修費用の助成制度の検討を行います。

■主な施策

- ・ 住宅の耐震改修費用の助成制度の検討
- ・ 住宅耐震改修減税のための診断改修証明の発行

5. 施策の展開方針

(参考) 耐震改修税制について

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

■ 【所得税減税】

個人が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、一定の区域内※において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。

※ 住宅改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・「地域における多様な住宅需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・「住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）」

■ 【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額する。

- ① 平成18年から21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額
- ② 平成22年から24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額
- ③ 平成25年から27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額

○ 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに、耐震改修促進法第6条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の10%の特別償却ができる措置を講ずる。

(4) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定しています。

村でも、新たに「地震時に通行を確保すべき道路」の指定を行い、今後とも地震時に通行を確保すべき道路の通行や輸送活動の妨げとなる建築物が生じないように、一層の耐震性能の向上と沿道建築物の建築物所有者の意識啓発を図ることとします。

表 地震時に通行を確保すべき道路

特に重要な地震時に通行を確保すべき道路 ※1	・指定なし
地震時に通行を確保すべき道路（道指定） ※2	・国道229号
地震時に通行を確保すべき道路（村指定）	興志内地区：①沢町通線 盃 地区：②寺町通線 泊 地区：③泊村通線 ④泊神社前通線 ⑤泊小学校横通線 茅 沼地区：⑥道道茅沼鉦山泊線 ⑦茅沼右岸通線 ⑧茅沼左岸通線 堀 株地区：⑨渋井中通線 ⑩堀株通線

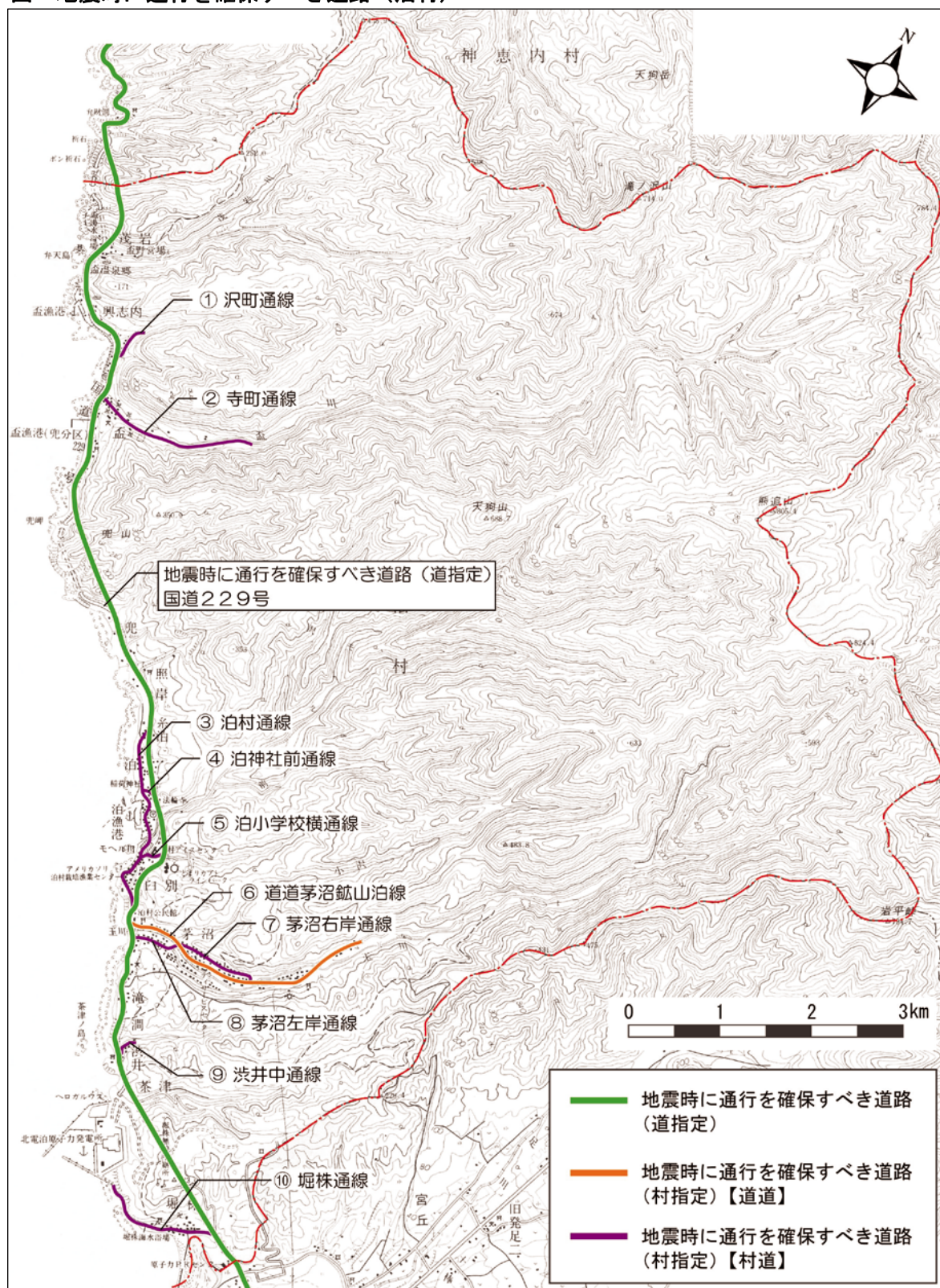
※1 都道府県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

※2 第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

■主な施策

- ・地震時に通行を確保すべき道路沿道建築物における指導の強化
(所管行政庁（北海道）)
- ・地震時に通行を確保すべき道路の指定（泊村指定）

図 地震時に通行を確保すべき道路（泊村）



(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の実施

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生しています。

村では、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を図り、敷地の安全対策を推進します。

■主な施策

- ・ がけ地近接住宅移転促進事業の実施
- ・ 建築確認申請時における天井崩落対策の確認（特定行政庁（北海道））
- ・ 窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導
- ・ 広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知

(参考) がけ地近接危険住宅移転事業制度

[がけ地近接危険住宅移転事業]

○目的

がけ崩れなどによる危険から住民の安全を確保するため、建築基準法により建築が制限されている区域等に存在する危険住宅の移転を行う者に対し、市町村が助成を行う場合に道が補助する。

○対象区域

- ・ 市町村が条例で指定した災害危険区域【建築基準法第39条】
- ・ 市町村が条例で建築を制限している区域（がけ地区域等）【建築基準法第40条】
- ・ 都道府県が指定した特別警戒区域【土砂災害防止法第8条】

区分	内容	補助限度額	補助率等
除却費	危険住宅の除却に要する費用	780 千円／戸	1 / 4 (負担割合) 国 1 / 2 道 1 / 4 市町村 1 / 4
建物 助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子相当額 (利率 8.5%を限度)	4,060 千円／戸 (内訳) 土地 960 千円 建物 3,100 千円	
附 帯 事務費	事業に係る附帯事務費	上記事業費 × 2.2%	

5-2. 村民への啓発・知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表

地域において発生のおそれのある地震や地震に伴う被害の可能性等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられる地震防災マップの提示が有効です。

泊村では新しい「泊村地域防災計画」に基づき、防災マップが作成される予定であることから、連携して地震防災に関する情報が記載された防災マップを作成、配布します。

■主な施策

- ・地震危険度マップや避難所マップ等の作成・公表

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

北海道が作成した各種パンフレットをセミナー、イベントなどを通じて配布するとともに、特定建築部所有者に対する説明会開催などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努めます。

■主な施策

- ・リーフレット等を活用した所有者等への普及・指導の強化
 - ・パンフレット等普及啓発ツールの配布
- 「安心・快適リフォームのススメ! (平成17年北海道建設部建築指導課)」
 「誰でもできるわが家の耐震診断 (平成16年財団法人日本建築防災協会)」
 「戸建て住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ (平成18年北海道建設部建築指導課)」など

普及啓発パンフレット



（３）一般向けセミナー等の紹介

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、一般向けにリフォームセミナー等を紹介します。

また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対してリフォームセミナー等の紹介を通じて普及啓発を図ります。

■主な施策

- ・一般向けリフォームセミナー等の紹介

（４）地域会等との連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において地域会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

村は、このような地域単位の取り組みを支援する施策として、地震防災マップの配布・地域会の要望に応じた説明会、相談会などを行います。

■主な施策

- ・普及啓発ツールの住民等への配布
- ・自主防災組織等の育成

5－3. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上

(1) 性能向上リフォームの推進

住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、単独で耐震改修工事を検討するだけでなく、断熱性能の向上や増改築工事とあわせて行うことが、効率的とされています。

既存ストック重視の住宅政策を推進していくためには、耐震性能の向上をはじめとしたバリアフリー性や省エネルギー性など住宅性能の向上が求められます。

建築技術者や事業者には、国や道、周辺市町村で行われている勉強会の紹介等を行い、参加を促し、建物所有者に信頼されるリフォーム業者の育成を図ります。

■主な施策

- ・性能向上リフォーム勉強会の紹介

(2) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等は多くはない状況にあります。

そこで村では北海道や地域の建築関係団体と連携し、講習会を関係者に紹介します。

北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家の存在を把握し、名簿等を閲覧しています。

村でもこれらと連携を図り、村内の講習会受講者の増加を図ります。

■主な施策

- ・耐震診断・改修技術講習会の紹介
- ・講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）

(3) リフォーム推進協議会との連携

最近、訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴い消費者被害が生じ、社会問題となっています。

そこで北海道では、消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図るための方策のひとつとして、行政、建築関係団体、消費者団体による「北海道住宅リフォーム推進協議会（以下、「協議会」という）を平成18年8月に設置しています。

村では協議会と連携し、「(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター」と連携し、相談窓口への協力等により適切なリフォームの推進を図ります。

■主な施策

- ・北海道リフォーム推進協議会と連携した各種施策の実施

5-4. 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（本村の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。

本村においても北海道と連携し、特定建築物の耐震化の促進を推進します。

■主な施策

- ・ 特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と村との連携）

表 耐震改修促進法に基づく指導等（特定行政庁：北海道）について

対 象	■指導・助言対象 ・ 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ・ 小・中学校：2階・1000㎡以上 ・ 老人ホーム等：2階・1000㎡以上 ・ 一般体育館：1000㎡以上（階数要件なし） ・ その他の多数利用の建築物：3階・1000㎡以上（現行どおり） ・ 道路閉鎖させる住宅・建築物 ・ 危険物を取り扱う建築物 ■指示・立ち入り対象 ・ 一般体育館：2000㎡以上（階数要件なし） ・ その他の多数利用の建築物：3階・2000㎡以上 ・ 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上 ・ 小・中学校：2階・1500㎡以上 ・ 老人ホーム等：2階・2000㎡以上 ・ 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上
実施内容	(1) 特定建築物台帳の整備 (2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すリーフレット、パンフレットを送付予定 (3) 指示・報告徴収または立ち入り検査
公 表	特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。

（２）建築基準法による勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁（本村の場合は北海道）は、勧告または命令*を行うことができるとされています。

本村においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行っていきます。

*建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。とされています。

■主な施策

- ・ 特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と村との連携）

（３）「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

北海道耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」の設置を位置づけています。

本村においてもこれら協議会と連携し、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

■主な施策

- ・ 「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」と連携した各種施策の推進

6. 計画の推進に向けて

住宅・建築物の耐震化の促進のために、以下の事項に配慮しながら計画を推進していきます。

（１）行政と地域会等の住民との協働による村民意識の啓発

耐震改修を促進するためには、特に新耐震基準以前に建てられた建物所有者による「自分の家は大丈夫だ」といった必ずしも正しくない認識が是正され、耐震改修に関する関心が喚起され、正しい知識が普及することが必要です。

また、現在の技術では地震は防ぐことができないため、地震による被災の際の高齢者等の避難を含めて地域会が自主的に活動することが必要です。

こうした状況を踏まえ、地域会での説明会の開催や地震避難訓練の実施、自主防災組織の育成等行政と住民の協働による村民意識の啓発が必要です。

■関連施策

- ・地震防災マップやパンフレットの配布
- ・地域会等との連携
- ・自主防災組織等の育成

（２）住宅の耐震改修費用の助成制度の推進

日常生活の中心となる住宅の耐震化は、被害軽減において特に重要です。

耐震診断・耐震改修は、所有者が自ら行う必要がありますが、これらの実施にあたっては、費用面での負担が妨げのひとつになっています。

泊村では、従来から実施している住宅新築等奨励金に加え、耐震改修を促進するために、耐震改修費用の助成制度を検討しています。耐震改修用の相談窓口の設置に加え、広報等の周知を通して助成制度の紹介を行い、より多くの村民への普及推進を図ることが必要です。

■関連施策

- ・相談窓口の設置
- ・住宅の耐震改修費用の助成制度の検討
- ・広報等による助成制度の周知

(3) 行政と関係団体などが連携した、技術者の技術力向上

泊村においては、耐震診断・耐震改修に関する十分な知識を有している建築士や工務店等の専門技術者があまり多くない状況にあります。

今後、関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換を図り、技術者の技術力の向上を図ることが必要です。

■関連施策

- ・セミナーやリフォーム勉強会の紹介
- ・耐震診断、改修技術者講習会の紹介

泊村耐震改修促進計画

一 資 料 編 一

資料 1	泊村の人口、世帯の動向	資料－ 1
(1)	人口、世帯	資料－ 1
(2)	災害で避難の困難な方	資料－ 3
(3)	住宅戸数	資料－ 5
資料 2	関連計画	資料－ 9
(1)	耐震関係規定の変遷	資料－ 9
(2)	上位計画	資料－10
(3)	村の関連計画	資料－12
資料 3	泊村の建築物の状況	資料－13
(1)	民間の住宅・建築物の状況	資料－13
(2)	泊村の住宅の状況（民間＋公共）	資料－14
資料 4	特定建築物について	資料－15
(1)	多数の者が利用する建築物	資料－16
(2)	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	資料－17
(3)	地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	資料－18

資料 1 泊村の概要

(1) 人口、世帯の動向（再掲）

① 人口、世帯

泊村の人口は、国勢調査でみると、平成17年に2,185人です。昭和45年では3,377人でしたので、この35年で1,192人（0.65倍）の減少となっています。

住民基本台帳でみると、平成20年9月末の人口は2,028人となっています。

人口は平成7年以降、2,100人前後の横ばい傾向となっています。

世帯数をみると、平成17年の国勢調査では1,036世帯（内、一般世帯856世帯、施設等の世帯180世帯）です。施設等を除いた世帯数は昭和45年以降、900世帯前後の横ばい状態です。

平成20年9月末の住民基本台帳による世帯数は1,014世帯です。

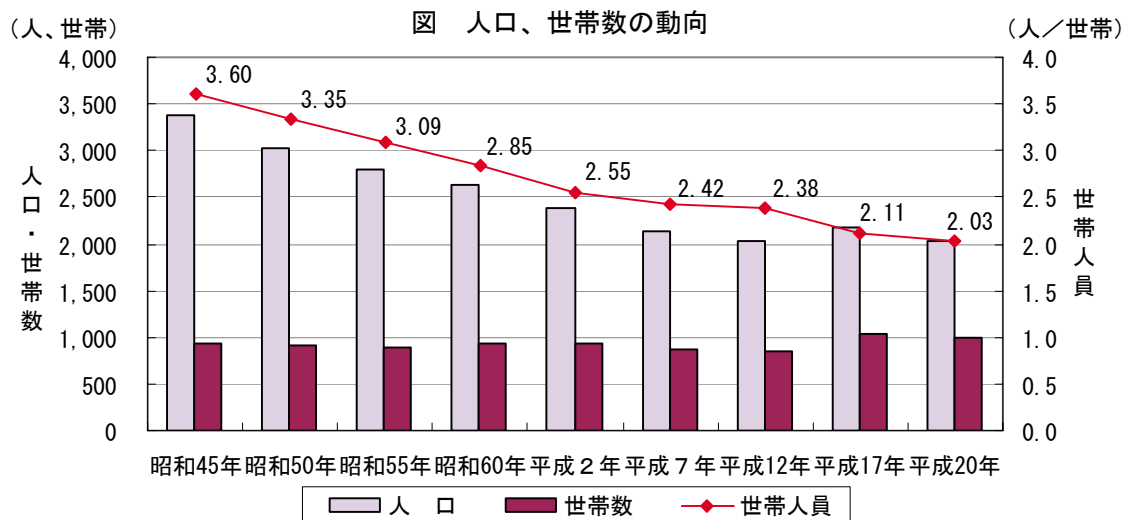


表 泊村の人口、世帯数の推移

	人 口 (人)	世帯数 (世帯)		世帯人員 (人/世帯)
		総世帯数	内、施設等	
昭和45年	3,377	937	－	3.60
昭和50年	3,031	906	－	3.35
昭和55年	2,788	901	1	3.09
昭和60年	2,640	927	34	2.85
平成2年	2,376	933	5	2.55
平成7年	2,128	880	4	2.42
平成12年	2,040	857	5	2.38
平成17年	2,185	1,036	180	2.11
平成20年	2,028	998	－	2.03

※ 平成17年まで国勢調査（各年10月1日）

※ 平成20年のみ住民基本台帳（9月末）

② 世帯人員

平均世帯人員は、平成17年国勢調査で2.11人／世帯です。昭和45年には3.60人／世帯ありましたので、この35年間で一世帯あたり1.49人の人員が減っており、世帯の小規模化が進んでいます。平成20年9月末住民基本台帳では2.03人／世帯となっています。

平成17年国勢調査の世帯人員別の世帯数をみると、最も多い世帯は、1人世帯で337世帯（人）、全世帯の39.4%を占めます。ついで2人世帯で、267世帯、全世帯の31.2%を占めます。1人世帯、2人世帯を合わせると604世帯で、全世帯の70.6%、約2／3を占めています。

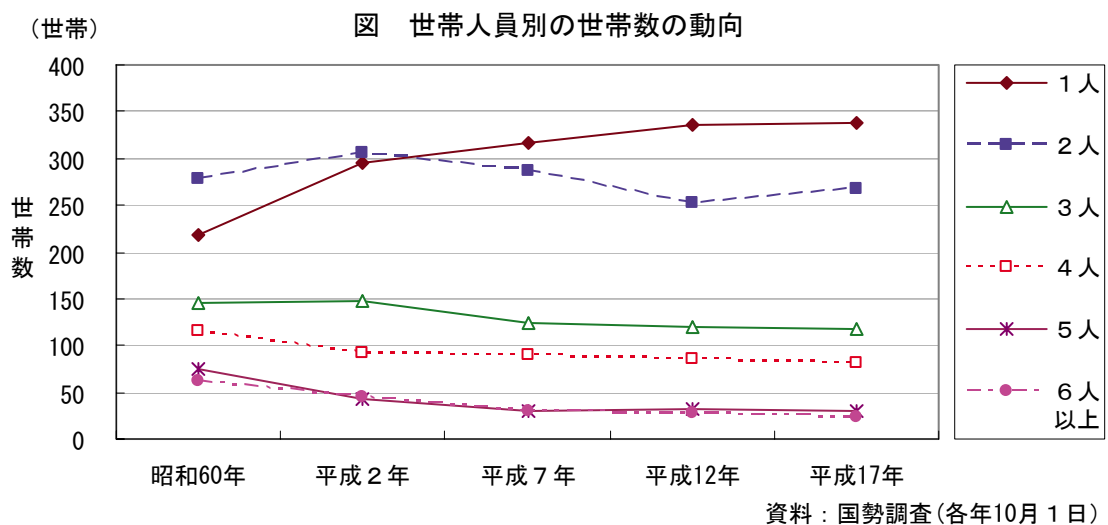


表 世帯人員別の世帯数

単位：世帯

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合計
昭和60年	218	278	145	115	75	62	893
平成2年	295	305	148	93	42	45	928
平成7年	316	286	123	89	31	31	876
平成12年	336	253	119	85	32	27	852
平成17年	337	267	118	81	29	24	856

※ 国勢調査(各年10月1日)

表 世帯人員別の世帯数(構成比)

単位：%

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合計
昭和60年	24.4	31.1	16.2	12.9	8.4	6.9	100.0
平成2年	31.8	32.9	15.9	10.0	4.5	4.8	100.0
平成7年	36.1	32.6	14.0	10.2	3.5	3.5	100.0
平成12年	39.4	29.7	14.0	10.0	3.8	3.2	100.0
平成17年	39.4	31.2	13.8	9.5	3.4	2.8	100.0

(2) 災害で避難の困難な方

① 世帯の高齢化の状況

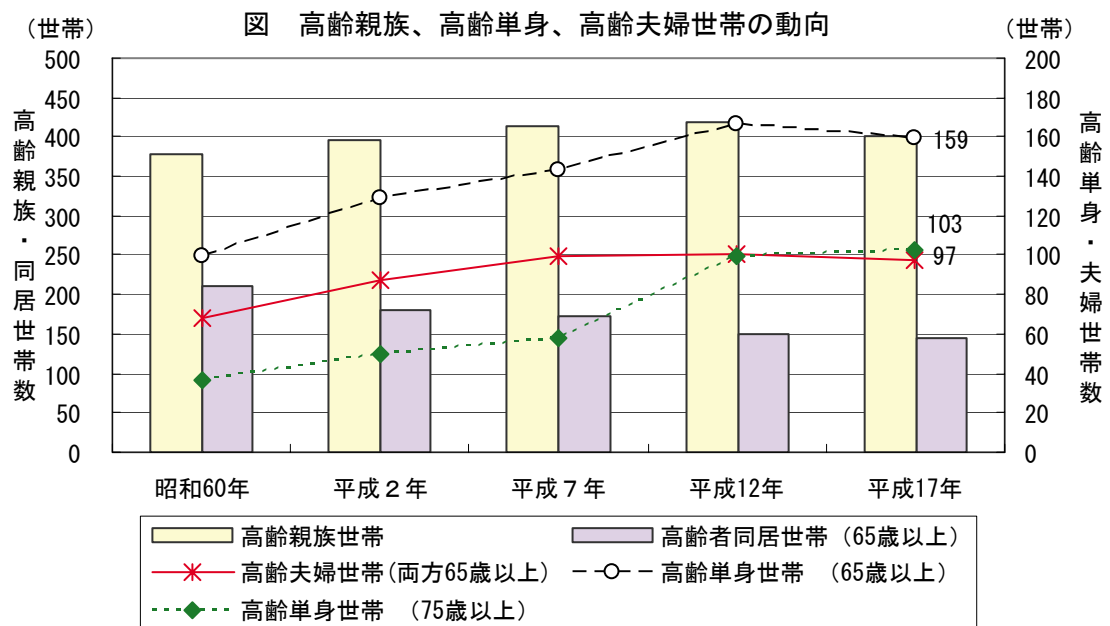
65歳以上の高齢者で、単身で暮らしている方は、平成17年の国勢調査では、159人います。全世帯の18.6%です。75歳以上の高齢者で、単身で暮らしている方は103人（全世帯の12.0%）います。

夫婦の両方が65歳以上の世帯（高齢夫婦世帯）は97世帯おり、全世帯の11.3%を占めます。

世帯の中に65歳以上の高齢親族がいる世帯は400世帯あり、全世帯の46.7%を占めています。2世帯に1世帯の割合で、65歳以上の高齢者が住んでいることになります。

高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせた65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯は256世帯で全世帯の29.9%を占めています。3世帯に1世帯の割合で、65歳以上の高齢者のみの世帯が存在します。

高齢者が世帯の中にいる世帯や、高齢者のみで構成される世帯は、年々増え続けており、今後も増加すると思われます。



資料：国勢調査（各年10月1日）

表 高齢单身、高齢夫婦世帯の推移

単位：世帯，％

	一般 世帯数	高齢单身(65歳以上)		高齢单身(75歳以上)		高齢夫婦(65歳以上)	
		世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)
昭和60年	893	100	11.2	37	4.1	68	7.6
平成2年	928	129	13.9	50	5.4	87	9.4
平成7年	876	143	16.3	58	6.6	99	11.3
平成12年	852	166	19.5	100	11.7	101	11.9
平成17年	856	159	18.6	103	12.0	97	11.3

※ 国勢調査（各年10月1日）（※平成20年は推計値）

※ 高齢夫婦(65歳以上)：夫と妻の両方が65歳以上の世帯

表 高齢親族のいる世帯

単位：世帯，％

	一般 世帯数	高齢親族のいる世帯		高齢者同居世帯		高齢者世帯	
		世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)
昭和60年	893	379	42.4	211	23.6	168	18.8
平成2年	928	395	42.6	179	19.3	216	23.3
平成7年	876	414	47.3	172	19.6	242	27.6
平成12年	852	418	49.1	151	17.7	267	31.3
平成17年	856	400	46.7	144	16.8	256	29.9

※ 国勢調査（各年10月1日）

※ 高齢親族のいる世帯：65歳以上の親族がいる世帯（高齢夫婦、单身を含む）

※ 高齢者同居世帯：65歳以上の親族と同居する世帯（高齢夫婦、单身を除く）

※ 高齢者世帯：高齢夫婦世帯（両方65歳以上）＋高齢単身世帯（65歳以上）

② 避難に配慮が必要な方

6歳未満の乳幼児がいる世帯は、平成17年国勢調査で82世帯です。全世帯の9.6%を占めています。

また、平成19年12月末調べによると、6歳未満の乳幼児が99人（4.8%）、妊婦が7人（0.3%）、歩行困難者等が266人（13.0%）おり、災害時の避難に配慮の必要な方が約370人、全人口の約18%存在すると考えられます。

表 6歳未満の親族が同居する世帯

単位：世帯，％

	世帯数	6歳未満親族	比率(%)
平成2年	928	81	8.7
平成7年	876	69	7.9
平成12年	852	71	8.3
平成17年	856	82	9.6

※ 国勢調査（各年10月1日）

表 避難に配慮が必要な方

単位：人，世帯

世帯数	人口	0～5歳	6～18歳	妊婦	歩行困難者等
1,006	2,044	99	236	7	266
	100.0%	4.8%	11.5%	0.3%	13.0%

※ 泊村調べ（平成19年12月末）

(3) 住宅戸数

① 所有関係別の世帯数の動向

平成17年国勢調査によると、泊村で持ち家に住む方は502世帯、全世帯の61.1%です。村営住宅等の公的借家に住む方が221世帯（26.9%）、民間借家が27世帯（3.3%）、給与住宅が66世帯（8.0%）です。

平成7年と比較すると、この10年間で、持ち家は63世帯（0.89倍）減少、公的借家は61世帯（1.38倍）増加、民間借家は6世帯（0.82倍）減少、給与住宅は28世帯（1.74倍）増加しており、世帯総数では、この10年で22世帯（1.03倍）増加しております。

表 所有関係別住宅世帯数

単位：世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数	878	851	839	799	780	821
持ち家	667	629	622	565	547	502
公的借家	117	97	135	160	182	221
民間借家	36	44	35	33	20	27
給与住宅	52	74	42	38	28	66
間借り等	6	7	5	3	3	5

※ 国勢調査（各年10月1日）

※ 総数＝住宅に住む一般世帯

表 所有関係別住宅世帯数（構成比）

単位：%

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
持ち家	76.0	73.9	74.1	70.7	70.1	61.1
公的借家	13.3	11.4	16.1	20.0	23.3	26.9
民間借家	4.1	5.2	4.2	4.1	2.6	3.3
給与住宅	5.9	8.7	5.0	4.8	3.6	8.0
間借り等	0.7	0.8	0.6	0.4	0.4	0.6

教員、村職員の住宅は、給与住宅に含まれます。

② 住宅の着工状況（再掲）

【ふるさと定住促進条例 助成金実績内訳】

平成10年以降、泊村では、新築住宅に対して助成していることから、村内で新築される住宅は助成を受けています（住宅新築等奨励金）。

そこで、奨励金の実績を平成10年から平成20年まで把握すると、新築住宅は48件、年4.3件の新築件数となります。

民間の共同住宅の建設は、泊原子力発電所の所員用の住宅に限られ、近年は建設されていません。

廃屋解体助成金の利用状況をみると、年平均1.6件程度です。

表 ふるさと定住促進条例 各種祝金・助成金実績内訳

単位：件

種 別	住宅新築等奨励金			廃屋解体 助成金
	新 築	改 修	中古住宅購入	
平成10年度	5	22	－	－
平成11年度	6	19	－	－
平成12年度	7	19	－	2
平成13年度	4	25	－	3
平成14年度	2	29	－	3
平成15年度	4	18	－	－
平成16年度	5	25	－	1
平成17年度	4	17	2	1
平成18年度	4	20	1	1
平成19年度	4	16	1	1
平成20年度	3	15	－	1
総 計	48	225	4	13

【住宅着工統計調査】

平成元年以降、泊村内で新設された住宅は192戸（平成18年3月末累積）あります。その内訳は、持ち家が71戸（37.0%）、貸家が119戸（62.0%）、給与住宅が1戸、分譲住宅（＝建売住宅、分譲マンション）が1戸です。

持ち家は、総戸数502戸（平成17年国勢調査）に対し、平成元年から平成17年度に建設の持ち家は64戸ですので、平成元年以降に建設された新しい持ち家は、全持ち家戸数のわずか12.7%と推定されます。

同様に平成元年～平成17年度に建設された貸家が119戸（建築着工統計）あります。民間借家、公的住宅が合わせて248戸（平成17年国勢調査）ですので、その48.0%が新しい貸家と推定されます。

表 建築着工の状況

単位：戸

	合 計	所有属性別				建て方別	
		持ち家	貸 家	給 与	分 譲	一般住宅	共同住宅
平成元年	6	6	0	0	0	6	0
平成2年	4	4	0	0	0	4	0
平成3年	12	4	8	0	0	4	8
平成4年	1	1	0	0	0	1	0
平成5年	18	2	16	0	0	2	16
平成6年	2	2	0	0	0	2	0
平成7年	2	2	0	0	0	2	0
平成8年	3	3	0	0	0	3	0
平成9年	12	4	8	0	0	4	8
平成10年	7	7	0	0	0	7	0
平成11年	23	7	16	0	0	7	16
平成12年	16	3	12	1	0	3	13
平成13年	22	6	16	0	0	6	16
平成14年	19	1	18	0	0	1	18
平成15年	27	3	24	0	0	3	24
平成16年	8	7	1	0	0	7	1
平成17年	2	2	0	0	0	2	0
平成18年	8	7	0	0	1	8	0
累 計	192	71	119	1	1	72	120

※ 建築着工統計（各年度末）

※ 一般住宅（主に戸建て形式）＝持ち家＋分譲、共同住宅＝借家＋給与 に設定

表 建築着工の状況（構成比）

単位：％

	合 計	所有属性別				建て方別	
		持ち家	貸 家	給 与	分 譲	一般住宅	共同住宅
平成元年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成2年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成3年	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	66.7
平成4年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成5年	100.0	11.1	88.9	0.0	0.0	11.1	88.9
平成6年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成7年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成8年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成9年	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	66.7
平成10年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成11年	100.0	30.4	69.6	0.0	0.0	30.4	69.6
平成12年	100.0	18.8	75.0	6.3	0.0	18.8	81.3
平成13年	100.0	27.3	72.7	0.0	0.0	27.3	72.7
平成14年	100.0	5.3	94.7	0.0	0.0	5.3	94.7
平成15年	100.0	11.1	88.9	0.0	0.0	11.1	88.9
平成16年	100.0	87.5	12.5	0.0	0.0	87.5	12.5
平成17年	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平成18年	100.0	87.5	0.0	0.0	12.5	100.0	0.0
累 計	100.0	37.0	62.0	0.5	0.5	37.5	62.5

※ 一般住宅、共同住宅

一般住宅（主に戸建て住宅）：持ち家＋分譲住宅（建売住宅）

共同住宅：貸家（民間借家、公的借家＝村営、道営住宅）＋給与住宅（社宅、教員住宅、職員住宅）

③ 昭和57年以降建設の住宅戸数（再掲）

世帯数と着工統計の動向からの推計では、昭和57年以降に建設され、建築基準法の耐震基準に適合している住宅の戸数は、平成20年度では250戸（全住宅戸数の25.1%）程度と想定されます。

表 住宅数（一般住宅＋共同住宅）の動向

単位：世帯，％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総 数	878	851	839	799	780	821	998
新築	-	30	28	35	61	78	24
解体・空戸	-	57	40	75	80	37	-153
昭和55年以前	878	821	781	706	626	589	742
昭和56年以前	878	827	787	712	632	595	748
昭和57年以降	0	24	52	87	148	226	250
昭和57年以降率	0.0	2.8	6.2	10.9	19.0	27.5	25.1

※：一般住宅（戸建て）と共同住宅の合計

<参考：一般住宅、共同住宅の内訳>

表 住宅数（一般住宅）の動向

単位：世帯，％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総 数	673	636	627	568	550	507	616
新築	-	30	28	11	24	19	24
解体・空戸	-	67	37	70	42	62	-85
昭和55年以前	673	606	569	499	457	395	480
昭和56年以前	673	612	575	505	463	401	486
昭和57年以降	0	24	52	63	87	106	130
昭和57年以降率	0.0	3.8	8.3	11.1	15.8	20.9	21.1

- ①総 数：住宅所有関係別の世帯数総数（一般世帯のうち、持ち家、間借り等）
 ②新 築：着工統計、ただし昭和63年以前は、平成元年実績（6戸）より年6戸と設定
 ③解体・空戸：5年前総数＋新築戸数－当年総数より推計
 ④昭和55年以前：昭和55年以前の建築戸数－当期解体戸数（ただし解体戸数は、古い住戸からと想定）
 ⑤昭和56年以前：昭和55年以前戸数に、昭和56年新築戸数（6戸）を加算
 ⑥昭和57年以降：総戸数に占める昭和57年以降新築の戸数（新耐震基準）
 ⑦昭和57年以降率＝昭和57年以降戸数／総数×100（％）

表 住宅数（共同住宅）の動向

単位：世帯，％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総 数	205	215	212	231	230	314	382
新築	-	0	0	24	37	59	0
解体・空戸	-	-10	3	5	38	-25	-68
昭和55年以前	205	215	212	207	169	194	262
昭和56年以前	205	215	212	207	169	194	262
昭和57年以降	0	0	0	24	61	120	120
昭和57年以降率	0.0	0.0	0.0	10.4	26.5	38.2	31.4

- ①総 数：住宅所有関係別の世帯数総数（一般世帯のうち、民間借家、公的借家、給与住宅）
 ②新 築：着工統計、ただし昭和63年以前は、平成元年実績（0戸）より年0戸と設定
 ③解体・空戸：5年前総数＋新築戸数－当年総数より推計
 ④昭和55年以前：昭和55年以前の建築戸数－当期解体戸数（ただし解体戸数は、古い住戸からと想定）
 ⑤昭和56年以前：昭和55年以前戸数に、昭和56年新築戸数（0戸）を加算
 ⑥昭和57年以降：総戸数に占める昭和57年以降新築の戸数（新耐震基準）
 ⑦昭和57年以降率＝昭和57年以降戸数／総数×100（％）

資料 2 関連計画

(1) 耐震関係規定の変遷

これまでの耐震関係の法整備は、主に大規模な地震被害を教訓として行われており、現行の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）は、昭和55年の建築基準法改正（昭和56年6月1日施行）により整備されました。

それまでの耐震基準は、震度5弱程度の中規模地震を想定した規定でした。新耐震基準では、震度6弱程度の大規模地震が発生した場合においても人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために、地震力に対する建築物の平面及び立体的なバランスや耐力について新たに考慮するなど、規定の強化が行われました。

表 耐震関係規定の変遷

年	関係法令の制定	概 要	契機となる地震
昭和25年	建築基準法制定	—	—
昭和45年	建築基準法改正	十勝沖地震の被害状況を踏まえ、RC柱のせん断補強筋に関する規定を強化	十勝沖地震 (昭和43年)
昭和55年	建築基準法改正 (新耐震基準)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化	宮城県沖地震 (昭和53年)
平成7年	耐震改修促進法 制定	建築物の耐震性向上を目的として制定。特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務を規定。	阪神・淡路大震災 (平成7年)
平成12年	建築基準法改正	建築基準の性能規定への移行に伴う構造方法等の改正。構造計算に限界耐力計算の導入	
平成17年	耐震改修促進法 改正	計画的な耐震化促進を目的として自治体による耐震改修促進計画の策定責務を規定。特定建築物の範囲拡大	新潟県中越地震 (平成16年) 福岡県西方沖地震 (平成17年)

(2) 上位計画

① 国の基本方針

耐震改修促進法第4条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日 国土交通大臣告示第184号）の概要は、以下のとおりです。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める。）
また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標（この間に住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸10年間で約150～200万戸特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表をするとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、パンフ詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

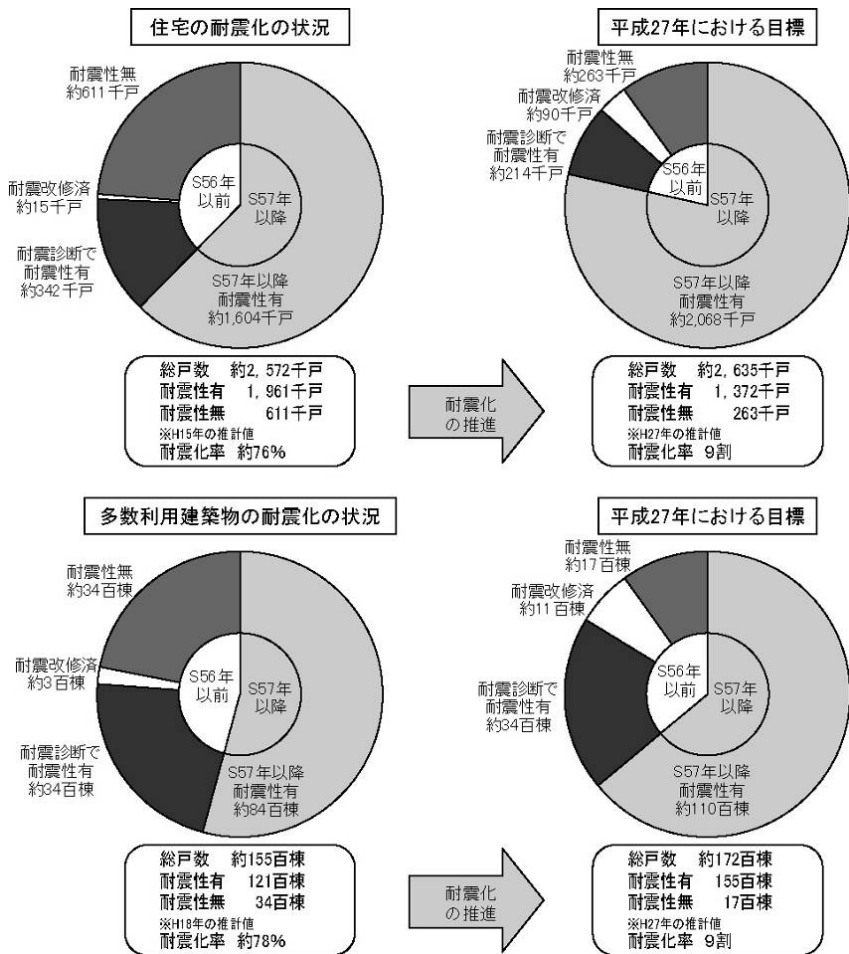
（資料出所：国土交通省ホームページ）

② 北海道（北海道耐震改修促進計画／平成18年12月策定）

この計画は、耐震改修促進法に基づき策定されたもので、平成19年度から平成27年度を計画期間とします。

その概要は以下のとおりです。

根拠法	耐震改修促進法
計画期間	平成19年度～平成27年度
■概 要 ・住宅及び多数の者が利用する建築物の平成27年における耐震化目標を9割と設定。 （現況：住宅の耐震化率約76%、多数利用建築物の耐震化率約78%） ・施策の展開方向として下記に示す3つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。 ○基本的方向 1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備 2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及 3 耐震診断・改修を担う人材の技術的向上	



（３）村の関連計画

① 第３次泊村総合計画

第３次泊村総合計画は平成13年３月に策定され、計画期間は平成13年度から平成22年度です。

基本目標は、「日本海・ニコニコ元気村～“むらバタ（端）”から生まれる創造ある暮らし」と掲げ、泊村の将来像として、「海と自然にいだかれた美しいむら」、「人とのふれあい語らいがどこにでもあるむら」、「知恵をつかった産業が生まれるむら」、充実した生活環境のなかに笑顔あふれるむら」、「次世代の人を育てつづける村」の５つが設定されています。

地震対策としては、基本計画２「だれもが住みたくなるむらづくり」において、防災体制の充実として、地震災害時の津波対策として村内高台への一時避難所と避難道路の確保が示されており、本計画はこれら関連施策と連携を図るものとします。

② 泊村地域防災計画

平成20年度に策定中の泊村地域防災計画（案）の地震防災計画編において、建築物の耐震化について、第３章災害予防計画第７節建築物等災害予防計画の中で（１）木造建築物等の防災対策の推進、（２）ブロック塀等の倒壊防止、（３）窓ガラス等の落下物対策、（４）既存建築等の耐震化の促進の５つが示されています。

また、第10節地震に強いまちづくりの推進計画の中で（１）地震に強いまちの形成、（２）建築物の安全化、（３）主要交通の強化、（４）通信機能の強化、（５）ライフライン施設等の機能の確保、（６）復旧対策基地の整備の６つが示されています。

③ 泊村公共賃貸住宅再生マスタープラン

泊村公共賃貸住宅再生マスタープランは、平成９年３月に策定され、計画された建替プログラムに沿って、公営住宅の建替を進めています。

今後も、盃団地や照岸団地等老朽公営住宅の建替を計画的に進める予定であり、本計画は、公営住宅の建替計画と整合性を図りながら建築物の耐震化を進めます。

資料3 泊村の建築物の状況

(1) 民間の住宅・建築物の状況

民間の住宅・建築物は、全体で743棟あり、うち木造は695棟（93.5%）、昭和57年以降に建設されたものは198棟（26.6%）です。

建物用途別にみると、昭和57年以降に建設されている建物は、住宅施設は681棟中171棟（25.1%）、商業・業務施設は37棟中21棟（56.8%）、その他の施設は25棟中6棟（24.0%）となっています。

表 民間の住宅・建築物の状況

単位：棟

		木 造		非木造		合 計		
		S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	合 計
住宅施設	専用住宅	487	140	3	16	490	156	646
	併用住宅	18	6	-	1	18	7	25
	共同住宅・寄宿舎等	2	1	-	7	2	8	10
	小計	507	147	3	24	510	171	681
	(構成比)	74.4%	21.6%	0.4%	3.5%	74.9%	25.1%	100.0%
商業業務施設	劇場・ホール	-	-	-	1	0	1	1
	店舗等	11	2	-	-	11	2	13
	事務所	-	3	1	6	1	9	10
	旅館・民宿	3	6	1	3	4	9	13
	小計	14	11	2	10	16	21	37
	(構成比)	37.8%	29.7%	5.4%	27.0%	43.2%	56.8%	100.0%
その他の施設	工場	12	-	1	2	13	2	15
	作業所	1	1	-	1	1	2	3
	その他	2	-	3	2	5	2	7
	小計	15	1	4	5	19	6	25
	(構成比)	60.0%	4.0%	16.0%	20.0%	76.0%	24.0%	100.0%
合計		536	159	9	39	545	198	743
(構成比)		72.1%	21.4%	1.2%	5.2%	73.4%	26.6%	100.0%
構造別 合計		695		48		743		
(構成比)		93.5%		6.5%		100.0%		

※付属屋(民間の物置、倉庫、車庫等)は除く

資料：泊村調べ（平成20年9月末）

(2) 泊村の住宅の状況（民間＋公共）

泊村には、民間の住宅施設681棟、公共の住宅施設68棟を合わせて、全体で749棟あります。

構造別にみると、木造が670棟（89.5%）、非木造が79棟（10.5%）と、ほとんどの住宅は木造となっています。

建築年別では、昭和56年以前に建設された住宅が540棟（72.1%）、昭和57年以降に建設された住宅が209棟（27.9%）となっています。

地区別にみると、興志内村、盃村では昭和57年以降に建設されている住宅率20%を下回っております。その他の地区も30%程度とかなり低くなっています。

表 住宅の耐震の状況（用途別）

単位：棟

		木 造		非木造		合 計		
		S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	合 計
住宅 計	専用住宅	488	155	14	16	502	171	673
	(構成比)	72.5%	23.0%	2.1%	2.4%	74.6%	25.4%	100.0%
	併用住宅	18	6	0	1	18	7	25
	(構成比)	72.0%	24.0%	0.0%	4.0%	72.0%	28.0%	100.0%
	共同住宅	2	1	18	30	20	31	51
	(構成比)	3.9%	2.0%	35.3%	58.8%	39.2%	60.8%	100.0%
住宅 計		508	162	32	47	540	209	749
(構成比)		67.8%	21.6%	4.3%	6.3%	72.1%	27.9%	100.0%
構造別 計		670		79		749		
(構成比)		89.5%		10.5%		100.0%		

※共同住宅には、寄宿舎、老人ホーム、公営住宅を含む

※専用住宅には、村有の戸建て教員、職員住宅を含む

表 住宅の耐震の状況（地区別）

単位：棟

地区別		木 造		非木造		合 計		
		S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	合 計
大字興志内村	大字興志内村	87	17	0	2	87	19	106
	(構成比)	82.1%	16.0%	0.0%	1.9%	82.1%	17.9%	100.0%
	大字盃村	56	6	4	3	60	9	69
	(構成比)	81.2%	8.7%	5.8%	4.3%	87.0%	13.0%	100.0%
	大字堀株村	57	24	7	14	64	38	102
	(構成比)	55.9%	23.5%	6.9%	13.7%	62.7%	37.3%	100.0%
大字茅沼村	大字茅沼村	152	56	15	17	167	73	240
	(構成比)	63.3%	23.3%	6.3%	7.1%	69.6%	30.4%	100.0%
大字泊村	大字泊村	156	59	6	11	162	70	232
	(構成比)	67.2%	25.4%	2.6%	4.7%	69.8%	30.2%	100.0%
住宅 計		508	162	32	47	540	209	749
(構成比)		67.8%	21.6%	4.3%	6.3%	72.1%	27.9%	100.0%
構造別 計		670		79		749		
(構成比)		89.5%		10.5%		100.0%		

※公共建築物(公営住宅、職員住宅、老人ホーム、寄宿舎等)を含む

資料：泊村調べ（平成20年9月末）

資料 4 特定建築物について

耐震改修促進法において、「（第 6 条）地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（＝第 8 条の耐震関連規定）に適合しない建築物で同法 3 条 2 項の規定の適用を受けているもの（以下特定建築物という）の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない」としています。

同法における特定建築物は、多数の者が利用する建築物（第 1 号特定建築物）、危険物の貯蔵等の用途に供する建築物（第 2 号特定建築物）、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（第 3 号特定建築物）の 3 つの築堤建築物があります。

＊ 特定建築物：

耐震改修促進法に定める多数の利用者がある一定規模以上の建築物で現行の建築基準法などに満たない建築物。これに基づくこれらの建築物については、所管行政庁が、所有者に対して耐震化の指導・助言を実施し、指導に従わないものに対しては指示及び公表し、更に安全性に問題のあるものには勧告、命令を行うことが定められています。

特定建築物は昭和56年以前に建設された建築物を示します。

表 泊村の特定建築物の概要（再掲）

単位：棟

区 分		要件該当棟数 A	S 56以前の建築物 （特定建築物）		S 57以降 の建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	内耐震性 あり C			
多数の者が利用する 建築物 （第 1 号特定建築物）	村有	7	2	1	5	6	85.7%
	民間	2	－	－	2	2	100.0%
危険物の貯蔵等の用途 に供する建築物 （第 2 号特定建築物）	村有	－	－	－	－	－	－
	民間	－	－	－	－	－	－
地震時に通行を確保す べき道路沿道の建築物 （第 3 号特定建築物）	村有	－	－	－	－	－	－
	民間	－	－	－	－	－	－
合 計	村有	7	2	1	5	6	85.7%
	民間	2	－	－	2	2	100.0%
	計	9	2	1	7	8	87.5%

泊村調べ（平成20年 9 月）

(1) 多数の者が利用する建築物

<多数の者が利用する建築物とは>

＊多数の者が利用する建築物

＝耐震改修促進法第6条1号に規定する用途及び規模の建築物です。

：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

参考：耐震改修促進法第6条1号に規定する建築物

規 模	用 途
2階以上かつ 500㎡以上	・幼稚園、保育所
2階以上かつ 1,000㎡以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	・体育館（一般公共の用に供されるもの）
3階以上かつ 1,000㎡以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

＜危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物とは＞

＊危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 ＝耐震改修促進法第6条2号に規定する用途や規模の建築物です。
 ：火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

参考：耐震改修促進法第6条2号に規定する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並列マッチ（56×36×17mm）で7,200 個、約120kg

(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

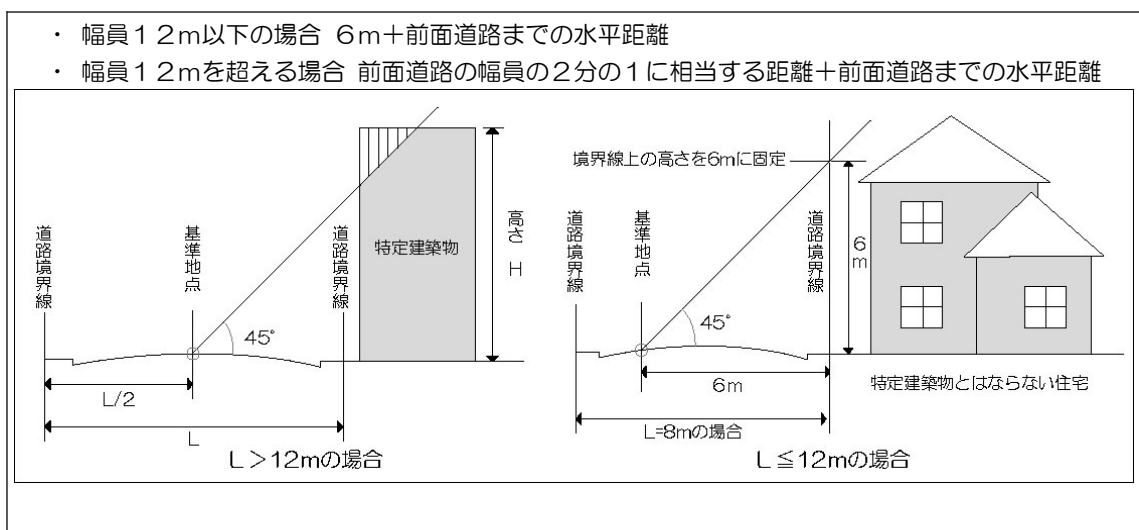
＜地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物とは＞

＊ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

＝耐震改修促進法第6条3号に規定する建築物

：「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道建築物で、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物

参考：耐震改修促進法第6条3号に規定する建築物



＜地震時に通行を確保すべき道路（北海道指定）＞

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路をネットワークとして機能させるため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しています。指定道路は災害後の利用特性により、次のとおり分類されています。

第一次緊急輸送道路ネットワーク	都道府県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第二次緊急輸送道路ネットワーク	第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第三次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

また、北海道計画では「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において指定された道路」を「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

このうち、泊村においては、第一次緊急輸送道路ネットワークに指定されている道路はありませんが、「第二次緊急輸送道路ネットワーク」に指定されている、国道229号は泊村と周辺市町村を結ぶ、重要ネットワーク道路です。

また、「第三次緊急輸送道路ネットワーク」として、新たに以下の村内道路を指定し、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画における、第二次緊急輸送道路ネットワーク、及び第三次緊急輸送道路ネットワーク」を、北海道計画と同様に「地震時に通行を確保すべき道路」として指定します。

表 地震時に通行を確保すべき道路

特に重要な地震時に通行を確保すべき道路	・ 指定なし
地震時に通行を確保すべき道路 (道指定)	・ 国道 2 2 9 号
地震時に通行を確保すべき道路 (村指定)	興志内地区：①沢町通線 盃 地区：②寺町通線 泊 地区：③泊村通線 ④泊神社前通線 ⑤泊小学校横通線 茅 沼地区：⑥道道茅沼鉦山泊線 ⑦茅沼右岸通線 ⑧茅沼左岸通線 堀 株地区：⑨渋井中通線 ⑩堀株通線

※本編27頁参照（図 地震時に通行を確保すべき道路）